## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2020年5月29日

【事業年度】 第10期(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

【会社名】 株式会社口コンド

【英訳名】 LOCONDO, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 裕輔 【本店の所在の場所】 東京都渋谷区元代々木町30番13号

【電話番号】 03-5465-8022(代表)

【事務連絡者氏名】管理本部ディレクター田村 淳【最寄りの連絡場所】東京都渋谷区元代々木町30番13号

【電話番号】 03-5465-8022 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部ディレクター 田村 淳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第 6 期	第7期	第8期	第 9 期	第10期
決算年月		2016年 2 月	2017年 2 月	2018年 2 月	2019年 2 月	2020年 2 月
売上高	(千円)	-	-	-	6,711,180	8,576,462
経常損失( )	(千円)	-	-	-	862,735	77,982
親会社株主に帰属する当期純 損失( )	(千円)	-	-	-	464,405	256,324
包括利益	(千円)	-	-	-	464,405	256,324
純資産額	(千円)	-	-	-	3,097,781	3,086,778
総資産額	(千円)	-	-	-	5,503,010	4,934,020
1 株当たり純資産額	(円)	-	-	-	279.91	272.16
1株当たり当期純損失金額	(円)	-	-	-	42.41	22.83
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	-	-	56.2	62.5
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	-	-	-	1,156,290	108,045
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	-	-	-	143,343	482,073
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	1,103,427	581,068
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	-	-	-	2,694,068	1,722,927
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	157 (187)	120 (292)

- (注)1.第9期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
  - 4. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
  - 5.株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
  - 6. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
  - 7.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

## (2)提出会社の経営指標等

(2)提出会社の経営指標寺 回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
		2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月
	(千円)	2,227,833	2,893,915	3,972,058	6,139,627	7,367,858
	(千円)	207,295	195,826	312,910	792,211	173,786
当期純利益又は当期純損失	(113)	201,200	100,020	312,310	752,211	170,700
( )	(千円)	209,763	298,496	175,346	399,183	366,729
持分法を適用した場合の投資 利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	100,000	100,000	1,103,014	1,153,436	1,326,740
発行済株式総数						
普通株式		-	4,246,360	5,444,060	11,054,760	11,449,560
普通株式 A		22,659	-	-	-	-
普通株式 B		7,313	-	-	-	-
A種優先株式	(株)	71,935	-	-	-	-
B種優先株式		36,893	-	-	-	-
C種優先株式		25,000	-	-	-	-
D種優先株式		38,518	-	-	-	-
E 種優先株式		10,000	-	-	-	-
純資産額	(千円)	979,304	1,277,800	3,458,760	3,163,003	3,041,595
総資産額	(千円)	1,682,222	2,189,622	4,414,530	5,319,294	4,850,885
1株当たり純資産額	(円)	764.71	150.34	317.58	285.81	268.17
1株当たり配当額		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当	(円)	, ,	, ,	, ,	, ,	, ,
額)		( - )	( - )	( - )	( - )	( - )
1株当たり当期純利益金額又						
は1株当たり当期純損失金額	(円)	349.93	91.09	16.24	36.46	32.66
( )						
潜在株式調整後 1 株当たり当 期純利益金額	(円)	-	-	15.33	-	-
自己資本比率	(%)	58.2	58.3	78.3	59.4	62.6
自己資本利益率	(%)	-	26.5	7.4	-	-
———————————— 株価収益率	(倍)	-	-	74.20	-	-
	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・		044 445	00.000	005 500		
フロー	(千円)	341,445	30,806	335,536	-	-
投資活動によるキャッシュ・	(千円)	65,402	232,846	129,817	-	_
フロー			- ,	- , -		
財務活動によるキャッシュ・	(千円)	1,292,403	196,188	1,789,884	-	-
フロー						
現金及び現金同等物の期末残	(千円)	964,433	898,769	2,896,153	-	-
高		00	07	20		22
従業員数 (A) 平均時時度田老数)	(人)	68	67	80 (00)	96	98
(外、平均臨時雇用者数)	( 0/ )	(11)	(6)	(99)	(187)	(291)
株主総利回り	(%)	-	-	88.1	91.8	63.9
(比較指標:東証マザーズ指数)	(%)	( - )	( - )	(115.7)	(85.7)	(65.4)
数)				0 440	0.170	4 4=-
最高株価	(円)	-	-	3,440	2,170	1,470
				1,295		
最低株価	(円)	-	-	1,466	894	711
				1,156		

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2. 当社は第6期、第9期及び第10期において、事業拡大のための先行投資を積極的に行った結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。
  - 3.持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。なお、第9期第1四半期累計期間においては、L Capital TOKYO株式会社の株式取得により関連会社が存在していたものの、株式を売却したことにより第9期第2四半期累計期間以降においては関連会社は存在しておりません。
  - 4.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第6期及び第7期については、潜在株式は存在する ものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、第6期については1株 当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第9期及び第10期については、潜在株式は存在する ものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
  - 5 . 自己資本利益率については、第6期、第9期及び第10期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  - 6.株価収益率については、第6期及び第7期については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。 第9期及び第10期については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  - 7.配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
  - 8.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
  - 9.2016年11月16日付で普通株式 B7,313株、A種優先株式71,935株、B種優先株式36,893株、C種優先株式25,000株、D種優先株式38,518株及びE種優先株式10,000株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式 Aを189,659株交付しております。なお、2016年11月22日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき普通株式 B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。また、2016年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款を変更し、普通株式 Aが全て普通株式となったことにより、同日付で発行済株式総数は、普通株式212,318株となっております。
  - 10. 当社は、2017年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、発行済株式総数は 4,246,360株となっております。
  - 11. 当社は、2017年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第6期の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり当期純損失金額( )を算定しております。
  - 12. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
  - 13. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金 及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
  - 14.株主総利回りについては、第6期及び第7期については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
  - 15. 最高・最低株価は東京証券取引所(マザーズ)におけるものです。
  - 16.2017年3月7日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
  - 17. 印は、株式分割(2018年3月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

## 2 【沿革】

年月	事項
2010年10月	「送料無料」「返品無料」などを取り入れた「顧客サービス至上主義のECサイト事業」の展開を目
	的に東京都港区赤坂において、資本金3,800万円で株式会社ジェイドを設立
2010年11月	東京都渋谷区恵比寿に本社移転
2010年11月	埼玉県三郷市に物流拠点を設立
2011年2月	無料で試着できる、靴の通販サイト「LOCONDO.jp」サービスを開始
2011年8月	「LOCONDO.jp」において、バッグの取扱いを開始
2011年11月	東京都港区赤坂に本社移転
2012年 4 月	東京都江東区潮見に物流拠点を移転
2012年7月	プラットフォームサービス第一弾として、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの自社公式
	EC支援「BOEM(Brand's Official E-commerce Management)」を開始
2012年8月	株式会社ロコンドに商号変更
2013年 4 月	「LOCONDO.jp」において、アパレル(洋服)の取扱いを開始
2013年10月	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド 日本テクノロジーFast50において、第1位を受賞
2013年12月	デロイト アジア太平洋地域テクノロジー Fast500において、アジア太平洋地域内で第3位を受賞
2014年 4 月	アウトレットサイト「LOCOLET」オープン
2014年 9 月	東京都江東区南砂に物流拠点「ロコポート」を移転
	東京都渋谷区元代々木町に本社移転
2015年4月	プラットフォームサービス第二弾として、株式会社アルペンに「店舗欠品ゼロ」プラットフォーム
	「LOCOCHOC」サービスの開始
2015年8月	プラットフォームサービス第三弾として、ルコライン・ジャパン株式会社に倉庫機能を一律で担
	う、「e-3PL」サービスの開始
2015年8月	ECサービス第二弾として、「楽天市場( 1)」に「LOCOMALL」を出店
2015年10月	「Yahoo!ショッピング( 2 )」に「LOCOMALL」を出店
2016年3月	スマホで使える、当社内製の「WMS(在庫管理システム)」の運用を開始
2016年11月	スペイン発のグローバルファストファッションブランド、MANGOとのオンライン(自社公式EC含
	む)及びリアル店舗における、国内独占フランチャイズ契約を締結
2017年 1 月	「LOCONDO.jp」iPhoneアプリ リリース
2017年3月	東京証券取引所マザーズ市場上場
2017年7月	リアル店舗の売上、在庫をECと一元管理する「LOCOPOS」サービス開始
2017年8月	ユーザーニーズに対応しながら物流業界の課題を配送会社とともに解決していく配送サービスプラ
	ン「ファーストクラス便」「急ぎません。便」を導入
2018年3月	「LOCONDO.jp」Androidアプリ リリース
2018年10月	Misuzu & Co.株式会社を子会社化
2019年3月	株式会社モバコレを子会社化
2019年 6 月	株式会社モバコレを吸収合併

- 1 . 楽天株式会社が主な事業主体であるインターネットショッピングモールであります。
- 2. ヤフー株式会社が主な事業主体であるインターネットショッピングモールであります。

### 3【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」できる、靴とファッションの通販サイト、「LOCONDO.jp」を軸とする「EC事業」、また、EC事業で構築したIT・物流インフラ等を共有・活用した「プラットフォーム事業」を運営しております。また、それぞれの事業に関連した、プラットフォーム事業を活用して店舗も含めたブランド運営を行う「ブランド事業」を展開しております。

当社グループは、靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

各サービス区分の主な内容は以下のとおりであります。

#### (1) EC事業について

EC事業は、一般消費者であるユーザーが、当社グループが運営するショッピングモールサイト「LOCONDO.jp」、 楽天株式会社が運営するショッピングモールサイト「楽天市場」及びヤフー株式会社が運営するショッピングモー ルサイト「Yahoo!ショッピング」等の他社モールにて展開する「LOCOMALL」を通じて各ブランドの商品を購入でき るサービスであります。

「LOCONDO.jp」におきましては、ユーザーに対して、一部の例外はありますが、「即日出荷」、「送料実質無料」、「サイズ交換無料」、「返品送料無料」のサービスを提供しております。

EC事業は、その仕入形態に応じて、受託型と買取型に分類されます。

### (a) 受託型

受託型は、「LOCONDO.jp」に各ブランドがテナント方式で出店を行い、出店後の運営管理を当社グループが行うサービスであり、各ブランドの店舗に掲載する商品を当社グループの物流拠点に受託在庫として預かり、販売を行っております。なお、一部のブランドにつきましては、当社グループの物流拠点に在庫を置かず、各ブランドの物流拠点に在庫を置いたまま、各ブランドと当社グループ間で在庫データを共有し、商材が販売される度に、当社グループの物流拠点に商材を取り寄せる「受発注形式」をとっております。

買取型との主な違いは、各店舗の基本的なマーチャンダイジング( )をテナント側が実施すること、また、受託販売形式であるため当社グループが在庫リスクを負担しないことであり、ユーザーから返品があった場合も 当該商品は各プランドに返品されます。

当サービスに係る売上高につきましては、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。

マーチャンダイジング:商品の販売時期や価格などを検討・決定する事。

### (b) 買取型

買取型は、当社グループが各ブランドからファッション商材等の商品を仕入れ、自社在庫を持つことで当社グループが在庫リスクを負担し販売を行うセレクトショップ型事業であります。

当サービスに係る売上高につきましては、商品の販売価格により計上しております。

なお、販売形態による分類はありますが、取扱高管理や販売促進施策等は販売形態による区別をしていないため、EC事業としてまとめております。

また上記に加え、EC事業においては「LOCONDO.jp」の集客力、ブランド力、出版社等の外部メディアとのネットワークを活用し、「LOCONDO.jp」に出店している各ブランドのブランディングを支援しております。

一例としまして、当社グループとパートナーシップを締結している各ブランドバナー広告を、当社グループのメインターゲット層である都心部の30代後半から40代の女性に合わせた出版社発行のファッション雑誌の発売と同時に「LOCONDO.jp」に掲載し、そのリンク先に特集を組んだブランドページを特設することによって、EC事業とのシナジー効果を生み出していると考えております。当サービスに係る売上高につきましては、各ブランドの広告掲載料を計上しております。

さらに、ギフトラッピング等のサービス手数料収入、ユーザーへ配送する商品に同梱するチラシの広告掲載手数料収入につきましても、EC事業に係る売上高として計上しております。

#### (2) プラットフォーム事業について

プラットフォーム事業は現在、大きく4つのサービスにて運営されております。

1つ目のサービス、ブランドの自社公式EC支援「BOEM (Brand's Official E-commerce Management)」は、「LOCONDO.jp」等の運営のために構築しているECシステムや物流インフラ等のプラットフォームを共有・活用し、各ブランドが独自に運営するECサイトのシステム開発やデザイン制作等のウェブサイト構築だけでなく、物流請負、顧客応対請負、マーケティング請負等、必要に応じて各種物流関連業務を支援するものであります。

当サービスに係る売上高につきましては、EC事業の受託型と同様に販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。さらに、システム追加構築やマーケティング請負などに係るサービス手数料収入も売上高に計上しております。

なお、商品情報や在庫情報については、「LOCONDO.jp」、「LOCOMALL 楽天店」、「LOCOMALL Yahoo!ショッピング店」と同期しているため、「LOCONDO.jp」で販売開始した商品は「LOCOMALL」や「BOEM」でも販売が開始される、いわゆる「(店舗間での)在庫シェアリング」が可能な体制となっております。

また、「LOCONDO.jp」等の販売強化のために行った、ECシステムや物流インフラ等のプラットフォームの新規機能の追加等は、プラットフォームをシェアリングしている「BOEM」にも自動的に反映される体制にもなっております。

2つ目のサービスとしては、物流倉庫業務を一括受託する、「e-3PL(3<sub>rd</sub> Party Logistics)」サービスを営んでおります。

当社グループのプラットフォームを共有・活用し、各ブランドの在庫を「各ブランドの自社公式EC + リアル店舗の在庫」として当社グループが保管し、各ブランドの自社公式ECサイトの出荷だけでなく、各ブランドのリアル店舗や他社が運営するECサイトへの出荷業務を担います。本サービスを導入することにより、各ブランドは物流倉庫を持たずに事業運営が可能となり、大幅なコスト削減ができるだけでなく、各ブランドが保有する全ての在庫をオンラインで販売することができるため、ブランド全体の在庫回転率を向上させることが期待できます。

さらに、当社グループはリアル店舗や他社が運営するECサイトの倉庫への出荷に対しても、EC事業と同水準のサービス「即日出荷(一部例外あり)」で対応するため、店舗への商品補充のスピードが向上することが期待されます。

当サービスに係る売上高につきましては、出荷業務に対する手数料に加えて商品保管料やシステム利用料等の月額固定収入を受託手数料として計上しております。

3つ目のサービスとしまして、当社グループのプラットフォームを利用した「LOCOCHOC」サービスを提供しております。

「LOCOCHOC」は、「LOCONDO.jp」に出店しているブランドや小売店を対象に、各ブランド等のリアル店舗において欠品が生じた場合、ないしは、店舗に並んでいない商品をユーザーが要望する場合、店舗で注文を受け付けて、店舗でお支払いを済ませ、当社グループの物流倉庫からユーザーの自宅又はリアル店舗に「LOCONDO.jp」と同水準のサービス「即日出荷(一部例外あり)」で直送することが可能なサービスです。

4つ目のサービスとしまして、店舗の売上、在庫をECサイトと一元的に管理する「LOCOPOS」サービスを提供しております。

「LOCOPOS」はタブレットやスマホを使って店舗のPOSレジとして利用できるだけでなく、売上情報、在庫情報、 顧客情報等をECサイトと一元的に管理できるのが特徴で、ファッション業界において重要とされているオム二戦略 を容易に実現できるツールとして提供しております。

当サービスに係る売上高につきましては、提供したサービスに対する手数料に加えてシステム利用料等の月額固定収入を受託手数料として計上しております。

### (3) EC事業とプラットフォーム事業の相互補完性について

EC事業とプラットフォーム事業はそれぞれ独立しておらず、相互補完的な関係となっております。

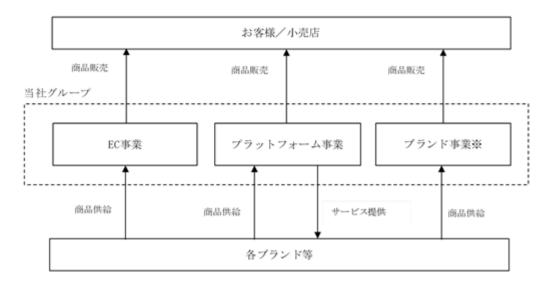
「LOCONDO.jp」においてユーザー満足度の向上、及び売上・利益の向上のため、ECシステムや物流インフラ等のプラットフォームの改善は常々、行っております。そしてこれらの改善内容は、「LOCONDO.jp」とプラットフォームシェアリングを行っているプラットフォーム事業、特に「BOEM」に対しては自動的に新機能がアップデートされる体制を構築しており、EC事業の強化がプラットフォーム事業の強化につながっております。

また、在庫管理シェアリングの観点からは、当社グループ倉庫に商品を完全集約する「e-3PL」はもちろん、「BOEM」導入によるEC事業との在庫共通化、「LOCOCHOC」導入によるEC事業と店舗補充在庫との共通化により、EC事業でもこれらの商品が販売可能となり、プラットフォーム事業の強化がEC事業の強化につながっております。

## (4) ブランド事業について

ブランド事業は、EC事業及びプラットフォーム事業のインフラを活用し、自社でブランド運営を行う事業であります。現在の主な取扱ブランドは「MANGO」、Misuzu & Co.が扱う「Vanity Beauty」「Bell Florrie」などであり、EC事業において差別化商品を展開するだけでなく、ブランド事業において当社グループの提供するプラットフォームサービスのベストプラクティスを構築していくことで、プラットフォーム事業の強化を図っております。

## [事業系統図]



※Misuzuプランド含む

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
Misuzu & Co.株式会社	東京都渋谷区	10,000	婦人靴の企画開 発、販売	100	子会社商品を当社が仕 入・販売している。
その他 1 社					

(注) 1. Misuzu & Co.株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める 割合が10%を超えております。

主な損益情報等 (1)売上高 1,205,004千円

(2)経常利益 53,680千円 (3)当期純利益 51,282千円 (4)純資産額 306,077千円 (5)総資産額 562,672千円

2.2020年3月1日付で当社を吸収合併存続会社、Misuzu & Co.株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を 行っております。

## 5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年 2 月29日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業	120 (292)
合計	120 (292)

- (注)1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 当社グループは靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一であるため、セグメント別の記載はしておりません。
  - 3.使用人数が前連結会計年度末に比べて、37名減少しましたのは、百貨店等への出店店舗数の減少に伴うものであります。
  - 4. 臨時従業員数が前連結会計年度末に比べて、105名増加しましたのは、物流倉庫の増強及び取扱高が増加したためであります。

## (2)提出会社の状況

2020年 2 月29日現在

従業員数(人) 平均年齢(歳)		平均勤続年数(年)	平均年間給与 ( 千円 )	
98 (291)	33.59	4.42	4,258	

- (注)1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
  - 3. 臨時従業員数が前事業年度末に比べて、104名増加しましたのは、物流倉庫の増強及び取扱高が増加したためであります。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (会社の経営方針)

当社グループは、「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、お客様及び取引先企業へ革新的かつ満足度の高いサービスを提供するとともに、企業価値を向上させていくことを経営の基本方針としております。

### (目標とする経営指標)

目標とする経営指標として、商品取扱高(返品後)を重視しております。

なお、当連結会計年度における商品取扱高(返品後)は18,251,384千円となりました。

#### (中長期的な会社の経営戦略)

当社グループの経営理念である「業界に革新を、お客さまに自由を」を実現するため、現状においては、EC事業と、EC事業で構築したIT・物流インフラ等を活用したプラットフォーム事業の2つ、及びそれぞれの事業に関連したプランド事業を運営しております。EC事業においては靴とファッションを中心に取り扱っておりますが、日本国内の衣料・服装雑貨等のEC化率は11.5%(平成29年度、経済産業省「電子商取引に関する市場調査」より)と、諸外国と比較しても低い水準にあると認識しており、当社グループの認知度向上を通した当該EC化率の拡大を目指してまいります。

また、M&A等による新規・既存事業投資を積極的に行い、企業価値の向上を目指してまいります。

### (対処すべき課題)

当社グループを取り巻く事業環境は、ファッションEC市場規模は拡大する一方で、大手事業会社による当分野への市場参入及び事業強化により、競争の厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況下におきまして、当社グループの掲げる経営理念である「業界に革新を、お客さまに自由を」を実現させるべく、以下の課題に取り組んで参ります。

### (1) 全国的な知名度の向上

オンライン広告の他、テレビを含む各種媒体を通じ、当社の知名度の浸透を図って参りましたが、今後の事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社サービスの要諦である「自宅で試着、気軽に返品」サービスコンセプトをより一層、認知させていくことが重要であると認識しております。今後におきましても、引き続き費用対効果を慎重に検討した上で、当社サービス内容まで含めて伝わるような広告宣伝やプロモーション活動を強化して参ります。

### (2)システム及び物流機能の強化

当社グループの主要事業はインターネット上にてサービス提供を行っていることから、安定した事業運営を行うにあたっては、アクセス数の増加等を考慮したサーバー管理や負荷分散が重要となります。また、商品取扱高の増加に合わせて、倉庫面積の拡大や倉庫スタッフの採用、及びシステム化や機械化などの投資を通じた物流機能の強化が重要であると認識しております。今後におきましては、引き続きシステムの安定性確保及び効率化、物流機能の強化に取り組んで参ります。

### (3) オム二戦略基盤の強化

当社グループは、オム二戦略の要諦とは、リアル店舗及びEC間での「在庫の一元化」及び「売上・会員情報の一元化」であると認識しております。EC在庫を複数のEC、及びリアル店舗で同時販売する「在庫の一元化(在庫シェアリング)」は当社グループが提供しているプラットフォームサービスによって実績も増えて来た反面、リアル店舗在庫を複数のECで同時販売する「在庫の一元化」や、リアル店舗とEC間での「売上・会員情報の一元化」を実現するサービスは提供を始めたばかりであります。さらに、完全な在庫の一元化及び売上・会員情報の一元化を「ワンストップ型」で実現するためには、現在のサービスラインアップに加えて基幹システムや卸事業等の領域もカバーする必要があると考えており、引き続き、オム二戦略基盤の強化に向けた新規開発や機能改修に取り組んで参ります。また、利用企業数を大きく増やすにあたって、連結子会社であるMisuzu&Co.株式会社やその他の提携企業に対して当社が提供するプラットフォームサービスを積極的に導入し「オム二戦略基盤のベストプラクティス(成功事例)」を早期に構築するための様々な問題解決も引き続き取り組んで参ります。

#### (4) 商品展開の強化

インターネットによるファッションEC市場は、今後も更に拡大していくことが見込まれると同時に、その競合環境はより一層激しさを増すものと予想されます。そのなかで、当社グループが更なる事業拡大を実現するためにはこれまでの主要商品である靴や鞄以外に衣料品まで含めたユーザーのトータル・コーディネートに対するニーズを満たしていくことが重要であると認識しております。当社グループにおける衣料品のカテゴリ割合はまだ低いものの、「自宅で試着、気軽に返品」サービスコンセプトやオム二戦略基軸、及びこれまでに構築してきた各ブランドとの関係を活用する等によって、幅広い品揃えを実現できるよう、努めて参ります。

### (5)優秀な人材の確保と組織力、オペレーションの強化

今後の事業拡大及び収益基盤の確立にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。そのため、当社グループは継続的に採用活動を行うとともに、適正な人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めて参ります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

さらに今後の事業拡大にあたり、各種のオペレーションにおいては業務の標準化が継続的な成長を左右するものと考えております。このためコンプライアンスの徹底はもちろんの事、様々な統制活動を通じ、オペレーションの 品質向上及び業務効率の改善を進めて参ります。

### 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性がある 事項及びその他の投資者の判断に影響を及ぼすと考えられる事項には、以下のようなものがあります。

また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

#### (1) インターネット関連市場について

当社グループはインターネットを介して商品を販売するEC事業を主力としており、ブロードバンド環境の普及によりインターネット関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

しかしながら、新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改訂を含む通信事業者の動向など、予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 競合優位性について

当社グループはインターネット通信販売事業者として、単なる商品の流通を行うだけなく、サイトの利便性を高め、また各プランドと良好な関係を保ちつつ、次のような特徴あるサービスを提供することによって、競合優位性を有していると考えておりますが、インターネット関連市場の拡大に伴い、インターネット通信販売事業者の増加、各プランド自身によるインターネット販売への展開、競合他社による新たな付加価値サービスの提供等がなされた場合、当社グループの競争力が低下する可能性があります。また、これらの競合他社との間に価格競争が生じた場合や、配送費用や人件費が高騰した場合には、当社グループの収益力が低下する可能性があります。

「LOCONDO.jp」について

### a) 即日出荷便の送料実質無料・サイズ交換無料・返品送料無料

通販サイトでは「試着できない」というユーザーの心理的バリアを払拭するため、ユーザーに対して、一部の例外はありますが、送料実質無料・サイズ交換無料・返品送料無料サービス(一部、条件あり)を提供しております。

### b) 靴を中心とした品揃え

創業当初よりファッションアイテムの中でも、特に、試着しないと購入しにくいと考えられる「靴」を中心に 商品を販売しており、「自宅で試着、気軽に返品」サービスの提供が可能な体制を構築しております。

#### c) コンシェルジュサービス

ユーザーからの問い合わせは、充実した社内研修やシューフィッターによる教育を受けた正社員のコンシェル ジュが迅速に対応しています。 プラットフォームサービスについて

### a) 各ブランドの様々なニーズ対応

担当バイヤー(アカウントマネージャー)が各ブランドの様々なニーズを丁寧にヒアリングし、当社グループの物流スタッフやITエンジニア、WEBデザイナーの力を組み合わせることで、ブランド自社公式ECのデザインカスタマイズや機能改修はもちろん、物流委託業務にあたっても様々なニーズに対応することができます。

#### b) 追加コストの削減

「LOCONDO.jp」の在庫や商品画像、商品データと共通化することで、原則、すべてのプラットフォームサービスの導入において、倉庫保管費用や入荷作業、商品撮影・システム開発等の追加コストをかけることなく運営が可能となり、各ブランドのシステム開発コスト、業務運営費用を削減する効果が期待できます。

### c) 高スピード

すべてのプラットフォームサービスを拡張性のある仕様としており、各種サービスの申込から利用開始までの納期を短縮することができます。また、配送に関してはロコポートが一括受託することで、自社公式ECや店舗出荷に関しても、最短、即日出荷(土日を含む)が可能です。

### (3)返品について

当社グループは「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」の靴とファッションの通販サイト「LOCONDO.jp」の運営を主たる事業としており、原則として全ての返品を受け付けております。返品自由のサービスレベルを下げる事なく、返品フローの見直しや、返品率の低い「LOCOMALL」での販売をミックスすることで、売上高に占める返品コストを一定水準以下に保つように種々の施策をしておりますが、返品が当社グループの予想を超えて大きく発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) システムトラブルについて

当社グループはインターネット通販サイトの運営を主たる業務としており、事業の安定的な運用のためのシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。しかしながら、地震、火災等の自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社グループ設備又は通信ネットワークに障害が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5)物流機能について

当社グループは、商品取扱高の増加に応じて、倉庫・スタッフ等の拡充を行っておりますが、これらを適時に行えなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、物流拠点を設置している地域において、地震、台風等の自然災害が発生したことにより物流拠点が被害を受けた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6)流行及び季節要因について

当社グループは、2,000ブランド以上の幅広い靴・アパレル等の商材を取り扱っておりますが、これらの商材は、冷夏暖冬といった天候不順に加え台風等の予測できない気象状況の変化によって販売の動向が影響を受ける可能性があります。当社グループは、気象状況の変化などを検討し販売施策などを行っておりますが、予測できない気象状況の変化などによっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (7) 在庫リスクについて

当社グループは、一部の商材については、自らの仕入を行い自社在庫として保有したうえで販売を行う買取型の 仕入形態をとっております。これらの仕入れを行う際は、市場の流行・顧客の嗜好を考慮しておりますが、買取型 の比率が増加し、市場の流行・顧客の嗜好の変化により、商品の販売状況が当社グループの想定していたものと大 きく異なる結果、たな卸資産の評価減を実施することとなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能 性があります。

#### (8) 特定人物への依存について

当社グループの創業メンバーである代表取締役社長田中裕輔は、当社グループ事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社グループの事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。当社グループでは同氏に過度に依存しないよう、経営幹部役職者の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により同氏による業務執行が困難となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (9) 人材の確保について

当社グループは今後の事業拡大及び収益基盤の確立のためには、優秀な人材の確保及び育成することが不可欠と 認識しており積極的な採用活動を行っておりますが、今後において当社グループが求める人材を十分に確保できな かった場合には、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10)特定の業務委託に対する依存度の高さについて

当社グループは商品購入者からの販売代金の回収業務について、特定の第三者に委託しております。当事業年度末現在において当該回収委託業者との間に問題は生じておりませんが、今後において取引条件等の変更等があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 法的規制について

当社グループ事業は、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「製造物責任法」、「不正競争防止法」、「個人情報の保護に関する法律」等による規制を受けております。当社グループは、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備しておりますが、これらの法令に違反する行為が行われた場合、法令の改正又は新たな法令の制定が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 知的財産権について

当社グループは、運営するサイト名称について商標登録を行っており、今後もインターネット上で新たなサービスを展開する際にも、関連する商標登録を行っていく方針です。また当社グループが運営するインターネットサイト上で販売する商品及び掲載する画像については第三者の知的財産権を侵害しないように監視・管理を行っておりますが、今後も知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (13) 個人情報について

当社グループ会員等の個人情報については、クレジットカード情報を保持しない等のシステム設計上の配慮は当然ながら、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定や、外部データセンターでの厳重な情報管理等、管理面及び物理的側面からもその取扱いに注意を払っております。また、社内での個人情報保護に関する教育啓蒙を行っており、個人情報保護についての重要性の認識の醸成を行っております。

しかしながら、外部からの不正アクセスや想定していない事態によって個人情報の外部流出が発生した場合に は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) 訴訟について

当社グループは当事業年度末現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが事業活動を行うなかで、顧客等から当社グループが提供するサービスの不備、個人情報の漏えい等により、訴訟を受けた場合には、当社グループの社会的信用が毀損され事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (15)配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

今後の配当政策としましては、健全な財務体質の維持及び収益力の強化や事業基盤の整備に備えるための内部留保を勘案したうえで、株主への利益還元の実施を基本方針としておりますが、現時点では今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

#### (16)過年度の経営成績及び税務上の繰越欠損金について

当社グループは、第6期、第9期及び第10期において、事業拡大のための先行投資を積極的に行った結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、当事業年度末現在において税務上の繰越欠損金が存在しています。そのため、事業計画の進展から順調に当社グループ業績が推移するなどして繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

#### (17)事業提携やM&Aについて

当社グループは、競争が激化するファッションEC市場において、既存サービス等との相乗効果が期待できる場合や、新サービスを導入することにより将来的な事業展開につながる可能性があると判断した場合には、事業提携やM&A等について積極的に検討をしていく方針です。しかしながら、事前の調査・検討に不足・見落としがあったり、買収後の市場環境や競争環境の著しい変化があったり、買収した事業が計画通りに展開することができず、投下した資金の回収ができない場合や追加的費用が発生した場合等において、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (18)のれんの減損損失について

当社グループは、事業の成長加速のためM&Aを必要に応じて実施しており、その結果としてのれんが発生しております。のれんについては適時、減損テストを行いますが、のれんが十分な将来キャッシュ・フローを生み出さないと判断された場合には、のれんの減損損失を認識する必要性が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概況は次のとおりであります。

### 財政状態及び経営成績の状況

### (財政状態の状況)

### a.流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ927,947千円減少し、3,812,161千円となりました。これは主に、関係会社株式の取得、自己株式の取得等により現金及び預金が971,141千円減少したことによります。

### b. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末に比べ358,957千円増加し、1,121,858千円となりました。これは主に、譲渡制限付株式報酬に係る長期前払費用272,125千円を計上したことによります。

## c. 負債合計

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ557,986千円減少し、1,847,242千円となりました。これは主に、短期借入金が500,000千円減少したことによります。

#### d. 純資産

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ11,003千円減少し、3,086,778千円となりました。これは主に、譲渡制限付株式報酬として新株を発行したこと等により資本金と資本剰余金がそれぞれ173,304千円増加した一方で、自己株式101,127千円を取得したことと、親会社株主に帰属する当期純損失256,324千円を計上したことによるものであります。

(単位:千円)

	前連結会計 (自 2018年3 至 2019年2		当連結会記 (自 2019年3 至 2020年2	前年同期比	
商品取扱高(返品前)	17,620,971	-	22,337,073		126.8%
商品取扱高(返品後)	14,095,045	(100.0%)	18,251,384	(100.0%)	129.5%
売上高(注)3	6,711,180	(47.6%)	8,576,462	(47.0%)	127.8%
売上総利益	5,172,002	(36.7%)	6,436,489	(35.3%)	124.5%
EBITDA(注)1、2	889,117	-	81,222	(0.4%)	
営業損失	980,049	-	83,494	-	-
経常損失	862,735	-	77,982	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失	464,405	-	256,324	-	-
EC事業(返品前)					
出荷件数(件)	1,503,916		1,913,806		-
平均出荷単価(円)	9,618		9,278		-
平均商品単価(円)	5,862		5,539		-

- (注) 1. EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 + のれんの償却費
  - 2 . 当社グループでは、2020年 2 月期よりのれんの償却が発生しておりますが、今後とも事業の成長加速のため M & A を積極的に検討していく方針であり、のれんの償却が増加する可能性があります。
  - 3 . EC事業の受託型については販売された商品の手数料を、プラットフォーム事業についてはサービスの手数料を売上高として計上しております。
  - 4.()内は商品取扱高(返品後)に対する割合を記載しております。

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策、金融政策等により企業収益、雇用環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調が続いてきたものの、消費税増税、度重なる台風による天候不順に加えて、新型コロナウイルスの影響に国内外経済の先行きは不透明な状況となっております。

このような環境のなか、当社グループは「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、事業に取り組んでいます。「自宅で試着、気軽に返品」の靴とファッションの通販サイト、「LOCONDO.jp」を軸とするEC事業においては、積極的なTVCMによる認知度向上、継続的な「LOCONDO.jp」の改善によるユーザー満足の向上を図って参りました。また、自社公式EC支援(BOEM)、倉庫受託(e-3PL)、店舗の欠品及び品揃え補強(LOCOCHOC)等のサービスを提供するプラットフォーム事業につきましても、サービスの強化及び導入社数の増強を図っております。

また、当社がこれまで訴求できていなかったユーザー層(20代女性)へ当社サービスの訴求等を目的に、2019年3月29日に株式会社モバコレの全株式を取得しました。また、2019年6月1日に株式会社モバコレを吸収合併し、株式会社モバコレが運営していたショッピングサイト「モバコレ」を「LOCONDO.jp」へ統合しました。これにより、旧「モバコレ」会員のアクティブ率向上を図るとともに、アパレル領域の強化を図っております。

これらの結果、商品取扱高(返品後)は18,251,384千円(前連結会計年度比29.5%増)となり、売上高につきましても8,576,462千円(前連結会計年度比27.8%増)となりました。

一方、認知度向上を目的としたTVCM等の広告宣伝費を年度前半まで積極的に投下したことにより、販売費及び一般管理費は6,519,984千円となり、EBITDAは81,222千円、営業損失は83,494千円(前連結会計年度は980,049千円の営業損失)、経常損失は77,982千円(前連結会計年度は862,735千円の経常損失)となりました。株式会社モバコレの取得時に発生したのれんについて、吸収合併したことにより会員の統合、コスト構造の改善は達成できたものの、売上高については当初想定を下回り、また、将来の収益獲得の不確実性が高まったことから、保守的に将来の回収可能性を検討した結果、のれんの減損損失として340,704千円を計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純損失は256,324千円(前連結会計年度は464,405千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

## 各事業別の業績は以下のとおりであります。

事業別	前連結会計年度 (自 2018年 3 月 1 日 至 2019年 2 月28日)						
	商品取扱高 (返品前) (千円)	構成比 (%)	商品取扱高 (返品後) (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
EC事業	14,465,971	82.1	11,037,565	78.3	5,148,647	76.7	
うち、LOCONDO.jp	12,384,921	70.3	9,108,794	64.6	-	-	
うち、LOCOMALL	2,081,049	11.8	1,928,770	13.7	-	-	
プラットフォーム事業	2,526,421	14.3	2,430,971	17.3	985,231	14.7	
ブランド事業	628,578	3.6	626,508	4.4	577,300	8.6	
合計	17,620,971	100.0	14,095,045	100.0	6,711,180	100.0	

事業別	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)						
	商品取扱高 (返品前) (千円)	構成比 (%)	商品取扱高 (返品後) (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
EC事業	17,756,427	79.5	13,800,343	75.6	6,609,227	77.1	
うち、LOCONDO.jp	15,318,378	68.6	11,532,474	63.2	-	-	
うち、LOCOMALL	2,438,049	10.9	2,267,869	12.4	-	-	
プラットフォーム事業	3,399,726	15.2	3,270,122	17.9	990,333	11.6	
ブランド事業	1,180,918	5.3	1,180,918	6.5	976,902	11.4	
合計	22,337,073	100.0	18,251,384	100.0	8,576,462	100.0	

事業別	前年同期比較						
	商品取扱高 (返品前) (千円)	前年同期比(%)	商品取扱高 (返品後) (千円)	前年同期比(%)	売上高 (千円)	前年同期比(%)	
EC事業	3,290,456	122.8	2,762,778	125.0	1,460,580	128.4	
うち、LOCONDO.jp	2,933,456	123.7	2,423,679	126.6	-	-	
うち、LOCOMALL	356,999	117.2	339,098	117.6		-	
プラットフォーム事業	873,304	134.6	839,151	134.5	5,101	100.5	
ブランド事業	552,339	187.9	554,409	188.5	399,601	169.2	
合計	4,716,101	126.8	4,156,339	129.5	1,865,282	127.8	

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 2. 当社グループの事業セグメントは、靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載はしておりません。
  - 3.「LOCOMALL」とは、「楽天市場」及び「Yahoo!ショッピング」など他社モールにて展開する「LOCOMALL」の 取扱高等になります。
  - 4.ECサービスの受託型に係る売上高については、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。

5. 商品取扱高(返品後)に占める受託型の取扱高は、下記のとおりです。なお、「LOCONDO.jp」と「LOCOMALL」別に受託型を把握する事が困難であるため、それぞれの売上高は記載しておりません。

	前連結会計年度	当連結会計年度
受託型商品取扱高比率	86.8%	83.6%

#### a.EC事業

EC事業につきましては、受託型と買取型の2つの取引形態があります。商品取扱高(返品前)、商品取扱高(返品後)は商品の販売価格を基に記載しておりますが、売上高は買取型については商品の販売価格を計上し、受託型については販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。「LOCONDO.jp」の運営、「楽天市場」、「Yahoo!ショッピング」など他社モールへの出店を行っており、当連結会計年度においては出荷件数は191万件、出店ブランド数2,473と順調に増加しました。その結果、EC事業の商品取扱高(返品後)は13,800,343千円、売上高は6,609,227千円となりました。

#### b. プラットフォーム事業

プラットフォーム事業につきましては、ブランドの自社公式EC支援(BOEM)、倉庫受託(e-3PL)、店舗の欠品及び品揃え補強(LOCOCHOC)の運営等を行っております。「BOEM」における支援企業社数は新たに株式会社fitfitなどの開始により当連結会計年度末時点で27社となりました。これにより、当連結会計年度の商品取扱高(返品後)は3,270,122千円、売上高は990,333千円となりました。

なお、倉庫受託 (e-3PL) に関しては、ユーザーへの販売を伴わない商品補充等の出荷も含まれるため、その 出荷額は商品取扱高 (返品前)、商品取扱高 (返品後)には含めておりません。

### c. ブランド事業

ブランド事業につきましては、EC事業及びプラットフォーム事業のサービスを活用し、自社でブランド運営を行っております。現在の主な取扱ブランドは「MANGO」、「Viola&Emma」などであり、当連結会計年度の商品取扱高(返品後)は1,180,918千円、売上高は976,902千円となりました。

### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,722,927千円となりました。 各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

### a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により得られた資金は108,045千円となりました。これは主に税金等調整前当期純損失の計上446,364 千円、未払金が224,475千円減少、たな卸資産が159,138千円増加した一方で、減価償却費の計上88,232千円、のれん償却額の計上76,484千円、減損損失の計上340,704千円、売上債権が321,551千円減少、受託販売預り金が77,565千円増加したことによるものであります。

## b.投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は482,073千円となりました。これは主に連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出398,064千円によるものであります。

### c.財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は581,068千円となりました。これは主に短期借入金の返済による支出500,000千円、自己株式の取得による支出101,127千円によるものであります。

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは、EC事業における買取型及びブランド事業における商品の仕入費用及び商品を販売するために投下する広告宣伝費、商品を保管する倉庫の賃借料等の販売費、一般管理費があります。また、設備投資資金需要として倉庫の設備増強及びEC基幹システムへの投資等があります。

加えて、当社グループは、競争が激化するファッションEC市場において、既存サービス等との相乗効果が期待できる場合や、新サービスを導入することにより将来的な事業展開につながる可能性があると判断した場合には、事業提携やM&A等について積極的に検討をしていく方針であり、これらの施策のための資金需要があります。

当社グループは事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用及び金融機関からの借入を行っており、当連結会計年度末における有利子負債残高は500,000千円となりました。

生産、受注及び販売の実績

#### a.生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### c. 販売実績

販売実績については、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、当社は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、市場の動向等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

### 4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2018年8月31日においてラオックス株式会社との間でシャディ株式会社の株式取得及び当該株式取得後の経営・業務・譲渡等に関する契約を締結しております。

### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は84,192千円であります。その主な内容は、物流倉庫設備の増強及びユーザーのためのユーザビリティの向上や業務の効率化を目的としたEC基幹システムへの投資等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

## 2【主要な設備の状況】

提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年 2 月29日現在

				帳簿価額					
事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	その他 ( 千円 )	合計 (千円)	従業 員数 (人)	
本社 (東京都渋谷区)	靴を中心と したファッ	本社事務 所	14,893	3,172	4,251	324	22,640	59 (2)	
ロコポート (千葉県八千代市)	ション関連 商品等の販	物流倉庫	20,779	99,708	2,639	3,740	126,867	39 (288)	
データセンター (福島県白河市)	売、企画、 仕入事業	サーバー 等	-	-	110,054	-	110,054	-	

- (注)1.「その他」は、商標権、車両運搬具であります。
  - 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
  - 3. 現在休止中の主要な設備はありません。
  - 4.従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
  - 5.主要な賃借設備として、以下のものがあります。

2020年 2 月29日現在

事業所名 (所在地)	設備の名称	年間賃借料(千円)
本社 (東京都渋谷区)	事務所	43,106
ロコポート (千葉県八千代市)	物流倉庫	446,482

### 3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却 該当事項はありません。

# 第4【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	33,968,000	
計	33,968,000	

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年2月29日)	提出日現在発行数 (株) (2020年5月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,449,560	11,449,560	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	11,449,560	11,449,560	-	-

<sup>(</sup>注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

### 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2012年8月15日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 ( 2020年 2 月29日 )
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 49(注)8
新株予約権の数(個)	187
新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の 目的となる株式の数(株)	普通株式 7,480 (注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	292(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2014年 8 月29日 至 2022年 6 月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 292 資本組入額 146 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)6

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は40株であります。
  - 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する ものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目 的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。 ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

6.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予 約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会 社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主 総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日を もって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 7.2018年1月12日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 8. 退職による権利喪失等により、有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は従業員4名となっております。

### 第2回新株予約権(2013年9月18日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 ( 2020年 2 月29日 )
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 52(注)8
新株予約権の数(個)	440
新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の 目的となる株式の数(株)	普通株式 17,600 (注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	438(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2015年10月31日 至 2023年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 438 資本組入額 219 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)6

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は40株であります。
  - 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行 使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の 端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行な う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調 整されるものとする。

4.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。 ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

- 5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
- 6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会

社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予 約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会 社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主 総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日を もって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 7.2018年1月12日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 8. 退職による権利喪失等により、有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は従業員6名なっております。

#### 第3回新株予約権(2014年11月4日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 ( 2020年 2 月29日 )
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 監査役 1 従業員 53(注)8
新株予約権の数(個)	1,575
新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の 目的となる株式の数(株)	普通株式 63,000 (注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2016年11月20日 至 2024年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)6

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は40株であります。
  - 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する ものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目 的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行 使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の 端数は切り上げる。

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行な う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調 整されるものとする。

4.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

- 5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
- 6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残

存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予 約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会 社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主 総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日を もって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 7.2018年1月12日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 8. 退職による権利喪失等により、有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は取締役2名、従業員11名、合計13名となっております。

#### 第4回新株予約権(2015年2月27日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 ( 2020年 2 月29日 )
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	500
新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の 目的となる株式の数(株)	普通株式 20,000 (注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)3、7
新株予約権の行使期間	当社がいずれかの金融商品取引所に上場した日から3ヵ月を経過した日から2024年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)6

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は40株であります。
  - 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する ものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目 的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 4.新株予約権の行使の条件
  - 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。
- 5 . 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
- 6.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再

EDINET提出書類 株式会社ロコンド(E32966) 有価証券報告書

編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予 約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式 移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予 約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会 社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主 総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日を もって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 7.2018年1月12日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 第5回新株予約権(2015年11月24日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 ( 2020年 2 月29日 )
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4(注)7
新株予約権の数(個)	6,865
新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の 目的となる株式の数(株)	普通株式 274,600 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625(注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2015年11月28日 至 2025年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625 資本組入額 313 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)5

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は40株であります。
  - 2.当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が、当会社又は当会社子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、 もしくは就任することを承諾した場合又は当会社もしくは当会社子会社の事業と直接的もしくは間接的 に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者に法令又は当会社もしくは当会社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使す ることができる。

新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

2015年11月28日以降2025年11月27日までに終了するいずれかの事業年度において、損益計算書における営業利益の額が50,000千円を超えた場合に限り、その事業年度の株主総会の翌日から行使することができる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日 に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式 会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとす る。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される 当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予 約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものと する。

その他新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 6.2018年1月12日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7.取締役の退任により、有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は取締役2名、従業員1名、 合計3名となっております。

#### 第6回新株予約権(2015年11月24日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 ( 2020年 2 月29日 )
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 56(注)8
新株予約権の数(個)	715
新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の 目的となる株式の数(株)	普通株式 28,600 (注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2017年11月28日 至 2025年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625 資本組入額 313 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)6

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

- (注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は20株、当報告書提出日の前月末現在は40株であります。
  - 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当 社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。 ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

- 5. 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
- 6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残

存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予 約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会 社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主 総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日を もって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 7.2018年1月12日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 8. 退職による権利喪失等により、有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は従業員22名となっております。

#### 第7回新株予約権(2016年4月22日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 ( 2020年 2 月29日 )
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 44(注)8
新株予約権の数(個)	785
新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の 目的となる株式の数(株)	普通株式 31,400 (注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2018年6月1日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)6

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は40株であります。
  - 2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する ものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目 的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行な う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとす る。

4.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。 ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

- 5 . 本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
- 6.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会

社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予 約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- ア 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会 社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主 総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日を もって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 7.2018年1月12日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 8.退職による権利喪失等により、有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は従業員23名となっております。

#### 第8回新株予約権(2018年3月13日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2020年 2 月29日)
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 54(注)10
新株予約権の数(個)	3,740
新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の 目的となる株式の数(株)	普通株式 374,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,113(注)3
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2028年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,113 資本組入額 557
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)9

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年4月30日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
  - 2.当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後<br/>行使価額調整後<br/>行使価額=調整前<br/>行使価額×株式数<br/>株式数<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<b

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調 整を行うことができるものとする。

4.新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2019年6月1日から2028年5月31日までとする。

#### 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本 金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6.譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、行使期間における直前事業年度の有価証券報告書の事業の状況に記載された商品取扱高(返品後)が30,000百万円を超過し、損益計算書の営業利益が3,000百万円を超過した場合に限り、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。(なお、当社が連結損益計算書を作成している場合には商品取扱高は連結商品取扱高によるものとし、営業利益は連結損益計算書における営業利益によるものとする。)

上記 の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき商品取扱高・営業利益等の概念に 重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 8.新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記7に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

### 9.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 5 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 その他新株予約権の行使の条件

上記7に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記8に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 退職による権利喪失等により、有価証券報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は取締役2名、従業員46名、合計48名となっております。

# 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

# 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年 5 月28日 (注)1	D種優先株式 20,000	普通株式 A 22,659 普通株式 B 7,313 A 種優先株式 71,935 B 種優先株式 36,893 C 種優先株式 25,000 D 種優先株式 20,000	250,000	350,000	250,000	250,000
2015年11月27日 (注)2	D種優先株式 18,518	普通株式 A 22,659 普通株式 B 7,313 A 種優先株式 71,935 B 種優先株式 36,893 C 種優先株式 25,000 D 種優先株式 38,518	249,993	599,993	249,993	499,993

	1				I	
年月日	発行済株式総数   増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
		普通株式A				
		22,659				
		普通株式 B				
		7,313				
		A 種優先株式				
		71,935				
2016年 1 月29日	E 種優先株式	B 種優先株式	150,000	749,993	150,000	649,993
(注)3	10,000	36,893	100,000	743,330	100,000	043,330
		C種優先株式				
		25,000				
		D種優先株式				
		38,518				
		E 種優先株式				
		10,000				
		普通株式A				
		22,659				
		普通株式 B				
		7,313				
		A 種優先株式				
		71,935				-
2016年 2 月26日	-	B 種優先株式	649,993	100,000	649,993	
(注)4		36,893	010,000	100,000	010,000	
		C種優先株式				
		25,000				
		D種優先株式				
		38,518				
		E 種優先株式				
		10,000				
		普通株式A				
		212,318				
		普通株式 B				
		7,313				
		A 種優先株式				
		71,935				
2016年11月16日	│ 普通株式 A	B 種優先株式	_	100,000	_	_
(注)5	189,659	36,893		,-30		
		C 種優先株式				
		25,000				
		D種優先株式				
		38,518				
		E 種優先株式				
		10,000				

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年11月22日 (注)6	普通株式 B 7,313 A 種優先株式 71,935 B 種優先株式 36,893 C 種優先株式 25,000 D 種優先株式 38,518 E 種優先株式	普通株式 A 212,318	-	100,000	-	-
2016年11月29日 (注)7	10,000 普通株式 212,318 普通株式 A 212,318	普通株式 212,318	-	100,000	-	-
2017年1月4日 (注)8	普通株式 4,034,042	普通株式 4,246,360	-	100,000	-	-
2017年3月6日 (注)9	普通株式 924,000	普通株式 5,170,360	786,324	886,324	786,324	786,324
2017年4月4日 (注)10	普通株式 236,300	普通株式 5,406,660	201,091	1,087,415	201,091	987,415
2017年3月1日~ 2018年2月28日 (注)13	普通株式 37,400	普通株式 5,444,060	15,599	1,103,014	15,599	1,003,014
2018年3月1日 (注)11	普通株式 5,444,060	普通株式 10,888,120	-	1,103,014	-	1,003,014
2018年3月1日~ 2019年2月28日 (注)13	普通株式 166,640	普通株式 11,054,760	50,421	1,153,436	50,421	1,053,436
2019年7月12日 (注)12	普通株式 350,000	普通株式 1,140,4760	163,275	1,316,711	163,275	1,216,711
2019年3月1日~ 2020年2月29日 (注)13	普通株式 44,800	普通株式 11,449,560	10,029	1,326,740	10,029	1,226,740

# (注)1.有償第三者割当増資

発行価格: 25,000円 資本組入額:12,500円 割当先:株式会社アルペン

2. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使

発行価格: 27,000円 資本組入額:13,500円 割当先:株式会社アルペン 3.有償第三者割当増資

割当先: Sparrowhawk Partners, Inc.

- 4. 資本金の減少は欠損填補によるものであり、資本準備金の減少は欠損填補及び会社法第448条第1項の規定に基づき、その他資本剰余金へ振り替えによるものであります。
- 5. 普通株式 B 7,313株、 A 種優先株式71,935株、 B 種優先株式36,893株、 C 種優先株式25,000株、 D 種優先株式38,518株及び E 種優先株式10,000株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式 A を189,659株交付しております。

- 6.2016年11月22日開催の取締役会で会社法第178条の規定に基づき普通株式B、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。
- 7.2016年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款を変更し、普通株式Aは普通株式となっております。
- 8.2016年12月15日開催の取締役会決議により、2017年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,034,042株増加し、4,246,360株となっております。
- 9.2017年3月6日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式924,000株(発行価格1,850円、引受価額1,702円、資本組入額851円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ786,324千円増加しております。
- 10.2017年4月4日を払込期日とする第三者割当増資による新株式236,300株(発行価格1,850円、引受価額 1,702円、資本組入額851円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ201,091千円増加しております。
- 11.2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が5,444,060株増加 しております。
- 12.譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の発行によるものです。

発行価格

933円

資本組入額 466.5円

割当先 社外取締役を除く取締役3名

13. 新株予約権の行使によるものであります。

## (5)【所有者別状況】

2020年 2 月29日現在

		株式の状況(1単元の株式数100株)						単元未満株	
区分	政府及び地	金融機関	金融商品取	商品取 その他の法 外国法人等		個人その他	計	半九木凋休   式の状況   (株)	
	方公共団体	立門が残ぼり	引業者	人	個人以外	個人	個人での心	āl	(1/1)
株主数(人)		4	23	38	34	11	5,205	5,315	-
所有株式数 (単元)	1	3,260	10,822	3,309	32,941	39	64,100	114,471	2,460
所有株式数の割 合(%)	•	2.85	9.45	2.89	28.78	0.03	56.00	100.00	-

(注)自己株式120,410株は、「個人その他」に1,204単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。

## (6)【大株主の状況】

### 2020年 2 月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
THE BANK OF NEW YORK MELLON	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY		
140051 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	10286, U.S.A (港区港南2丁目15-1 品川インターシ ティA棟)	908,000	8.01
田中   裕輔	東京都世田谷区	727,160	6.42
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インター シティA棟)	563,800	4.98
時津 昭彦		414,000	3.65
RAKUTEN CAPITAL S.C.SP. (常任代理人 大和証券株式会 社)	2 RUE DU FOSSE L-1536 LUXEMBOURG GRAND- DUCHE DE LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号)	400,000	3.53
早川 直希	愛知県岡崎市	350,000	3.09
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本 木ヒルズ森タワー)	224,128	1.98
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	223,520	1.97
   楽天証券株式会社	│ │東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	188,600	1.66
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館6階	173,900	1.53
計	-	4,173,108	36.84

(注) 1.2019年3月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書 6)において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが2019年3月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
ベイリー・ギフォード・	1,448,300株	13.10%
アンド・カンパニー	.,,	.01.1070

2.2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書 1)において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2019年4月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
アセットマネジメントOne 株式会社	455,000株	4.11%

3.2019年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書 11)において、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びその共同保有者であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが2019年7月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
モルガン・スタンレーM	10,316株	0.09%
UFG証券株式会社	10,31017	0.0970
モルガン・スタンレー・		
アンド・カンパニー・イ	266,000株	2.33%
ンターナショナル・ピー	200,000f末	2.33%
エルシー		

4.2019年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書 1)において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社が2019年7月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
野村證券株式会社	123,316株	1.08%
ノムラ インターナショ ナル ピーエルシー	79,700株	0.70%
野村アセットマネジメン ト株式会社	273,800株	2.40%

### (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年 2 月29日現在

	1		1	1
区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	120,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	11,326,700	113,267	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式 数は100株であります。
単元未満株式	普通株式	2,460	-	-
発行済株式総数		11,449,560	-	-
総株主の議決権		-	113,267	-

### 【自己株式等】

2020年 2 月29日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	   自己名義所有株   式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割
株式会社ロコンド	東京都渋谷区元代々 木30番13号	120,400	-	120,400	合(%)
計		120,400	-	120,400	1.05

# 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年8月15日及び2019年9月13日)で の決議状況 (取得期間 2019年8月16日~2019年9月13日)	120,000	144,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	120,000	101,097,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	30	29,970
当期間における取得自己株式	42	36,540

# (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業	<b></b>	当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	•	-	1	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	120,410	-	120,452	-

<sup>(</sup>注) 当期間における保有自己株式数には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

# 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

今後の配当政策としましては、健全な財務体質の維持及び収益力の強化や事業基盤の整備に備えるための内部留保を勘案したうえで、株主への利益還元の実施を基本方針としておりますが、現時点では今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

利益配分につきましては、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方)

当社は、当社サービスの利用者を含めた全てのステークホルダーの利益を重視し、長期的、継続的に企業価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題であると認識しております。

当該認識のもと、当社の取締役、従業員は、それぞれの役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識向上を図るとともに、企業規模の拡大に合わせて、適正な経営組織体制を整備運用して参ります。

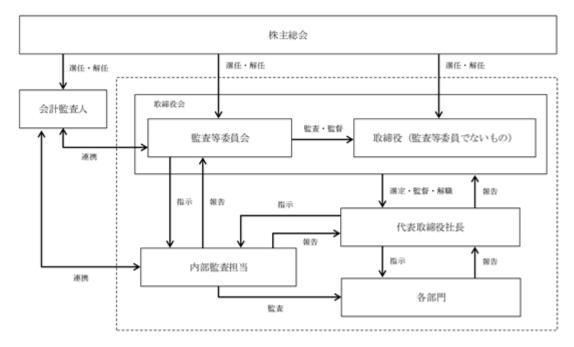
#### 企業統治の体制

当社は、2017年5月26日開催の定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社は、事業活動を通じ企業価値の継続的な向上を実現するために機動的な経営判断が重要であり、また一方で経営の健全性と透明性を維持する体制の構築も重要と認識しております。当社は2016年8月に経営判断の場面における独立的な立場からの意見反映を目的に、独立性のある社外取締役を選任しコーポレート・ガバナンスの強化を図りましたが、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化のため監査等委員会設置会社へ移行し、業務執行に係る意思決定の迅速化を図りつつ、監査等委員会による業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を通した透明性の高い経営の実現を図って参ります。

取締役会の構成は、業務執行取締役 2 名と監査等委員である取締役 3 名(全て社外取締役)の体制であり、取締役会に占める業務執行取締役はその過半数に達しておらず、従来よりも監視・監督機能の強化が図られております。また常勤の監査等委員はおりませんが、移行前の社外監査役が監査等委員会委員長に就任しており、監査等委員会委員長と内部補助者及び内部監査との連携を図る事により、監査役会設置会社と同等の監査の実効性を確保して参ります。

当社の業務の意思決定・執行及び監査についての体制は、下図のとおりであります。



### a . 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち監査等委員である取締役3名)により構成されており、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

議 長:代表取締役 田中裕輔

構成員:取締役 藤樹賢司、取締役(監査等委員) 廣田聡、取締役(監査等委員) 田中実、取締役 (監査等委員) 鈴木智也

### b . 監査等委員会

当社の監査等委員会は、毎月1回の監査等委員会を開催します。当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名(全て社外取締役)により構成されており、重要会議の出席、代表取締役・取締役(監査等委員であるものを除く)・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施します。

また、会計監査人の会計監査の把握や内部補助者及び内部監査との連携を図り、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めております。

議 長:廣田聡

構成員:田中実、鈴木智也

### 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正を確保するための体制として2017年5月に「内部統制システム構築の基本方針」を決議しておりますが、2019年4月の取締役会にて以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
  - (b) 取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
  - (c) 内部監査人を設置して、取締役及び使用人の法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
  - (d) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、監督を行うほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役(監査等委員であるものを除く)の職務の執行を監査する。
  - (e) 反社会的勢力の排除を基本方針に掲げ、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関との連携を図る。
- b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書(電磁的記録を含む)の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

- c . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) リスク管理規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。代表取締役を全社的なリスク管理の最高責任者としたリスク管理体制を構築する。
  - (b) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な 対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
  - (b) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- e . 当社グループの業務の適正性を確保するための体制
  - (a) 関係会社管理規程に基づき、重要な子会社の重要な決議事項は、事前に当社取締役会にて審議承認又は報告を行う。重要な子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。
  - (b) 子会社の事業活動に係るリスク管理については、当社のリスク管理規程を準用し、対応する。
- (c) 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、使用人を構成員に含めることとし、当社グループ内の情報伝達を円滑にすると共に、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保する。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性に関する事項
  - (a) 監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じ、管理部経理・財務チームに監査業務を補助させる。
  - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性を確保する。
- g. 取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人が監査等委員又は監査等委員会に報告をするための体制 その他の監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利 な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (a) 会計監査人、取締役(監査等委員であるものを除く)、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告する。
  - (b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役(監査等委員であるものを除く)、内部監査人等の使用人その他の者に対して報告を求める。
  - (c) 取締役及び使用人は内部通報制度により、監査等委員である取締役・内部監査部門等の使用人に報告を行うことができる。報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。これを内部通報制度として明文化すると共に、社内への浸透を図る。
- h. 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当社は監査等委員会の職務に必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理します。

- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査等委員会は、社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - ・監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - ・監査等委員会は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- i.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

### リスク管理体制の整備の状況

### a . リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定め、代表取締役をリスク管理最高責任者、管理部門責任者をリスク管理責任者とするリスク管理体制を構築しております。リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、リスク管理責任者が、リスク管理に関する方針、識別されたリスクやその評価、リスク対策、防止に関する事項をリスク管理最高責任者へ報告を行っております。

また、リスクが顕在化し、事故が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を組織し、事故の解決にあたります。

### b. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図っており、管理部門責任者を責任者としたコンプライアンスの推進体制を構築しております。

また、内部通報制度を整備しており、役職員の法令違反等について、管理部人事・総務チームを窓口として通報する仕組みを構築しております。

#### c.情報セキュリティ、個人情報保護法等の体制の整備状況

当社は、情報セキュリティについて「情報セキュリティ管理規程」を定め、当社が保有する情報資産の取扱い及び当該情報資産の機密性、完全性、可用性を維持・確保し、情報資産の適正な管理運用する体制について規定しております。

また、個人情報保護については、「個人情報保護管理規程」において当社が取り扱う個人情報の適切な保護のための社内体制・ルール等を定めております。当社においては、管理部門責任者を個人情報保護管理者と定め、個人情報保護の体制を整備しております。

## 定款で定めた取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は9名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

### 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

### 定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

また、当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第7回定時株主総会(2017年5月26日開催)終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

### 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第7回定時株主総会(2017年5月26日開催)終結前の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる旨を定めております。

# (2)【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	田中裕輔	1980年12月 5 日生	2011年4月2011年5月2018年10月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 当社入社 当社代表取締役就任(現任) Misuzu & Co.株式会社代表取締役 株式会社モバコレ代表取締役	(注) 3	727
取締役 営業本部ディレクター	藤樹 賢司	1978年12月14日生	2011年1月	株式会社ワシントン靴店入社 当社入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	65
取締役 (監査等委員)	廣田 聡	1977年7月8日生	2008年8月2009年10月2014年4月2015年4月2015年9月2016年5月2016年5月2017年5月	三井安田法律事務所(現 三井法律事務所)入所 Haynes and Boone LLP入所 アント・キャピタル・パートナーズ株 式会社入社 株式会社ピーグリー入社 HCA法律事務所開所代表弁護士(現任) 株式会社ウイルプラスホールディング ス取締役就任(現任) 当社監査役就任 株式会社Psychic VR Lab監査役就任 (現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 特式会社Casa社外監査役(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	田中実	1962年 5 月 6 日生	2001年9月 2002年7月 2003年4月 2005年7月 2005年12月 2006年6月 2007年4月 2015年2月 2016年6月 2017年5月	株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 株式会社デジタルガレージ入社 株式会社カカクコム取締役就任 同社取締役CFO就任 同社取締役副社長 株式会社カカクコム・フィナンシャル 代表取締役社長 株式会社カカクコム代表取締役社長 株式会社エイガ・ドット・コム取締役 (現任) 株式会社webCG取締役(現任) 株式会社カカクコム取締役副会長 当社取締役(監査等委員)就任(現 任) 株式会社カカクコム取締役就任 株式会社カカクコム取締役就任 株式会社ガイエ取締役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	鈴木 智也	1977年4月8日生	2001年1月 2004年4月 2007年11月 2008年6月 2010年1月 2011年9月 2012年9月 2012年11月 2014年12月 2016年12月 2018年3月 2018年12月 2018年5月	東日本電信電話株式会社入社 株式会社エムアウト入社 日興アントファクトリー株式会社 (現 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社)入社、リード・キャピタル・ボートナーズ株式会社)入社、リード・キャピタル・マネージメント株式会社出向株式会社でerevo社外取締役株式会社でerevo社外取締役り、社社外取締役を対し、中ド・キャピタル・マネージメント株式会社 転籍パートナーリード・キャピタル・マネージメント株式会社 取締役パートナー(現任)とmotion Intelligence株式会社 社外取締役株式会社アコード・ベンチャーズ取締役が表会社アコード・ベンチャーズ取締役が表会社のusmart社外取締役(現任)当社取締役(監査等委員)(現任)ツクリンク株式会社 監査役(現任)	(注)4	9
計					801	

- (注)1. 廣田聡、田中実、鈴木智也は、社外取締役であります。
  - 2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。 委員長 廣田聡、委員 田中実、委員 鈴木智也
  - 3.2020年5月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
  - 4.2019年5月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
  - 5.当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日		略歴	所有株式数 (千株)
大塚 則子	1975年12月20日生	2001年5月 公舗2014年1月 大塚2014年6月 武蔵 京2016年3月 公益2016年4月 株式2016年4月 株式2016年8月 一般2017年4月 監査2018年7月 合同	監法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 認会計士登録 取則子公認会計士事務所 代表就任(現任) 或塗料製造株式会社(現武蔵塗料株式会社)社外監査役 就任(現任) 総社団法人日本プロサッカーリーグ監事就任(現任) 成会社ジェイリーグエンタープライズ(現株式会社」 リーグホールディングス)監査役就任 な会社」リーグメディアプロモーション監査役就任 収社団法人スポーツヒューマンキャピタル監事就任(現 E) 証法人フロンティアパートナークラウド社員(現任) 現会社ノル総合研究所設立代表取締役(現任) 現社団法人大学スポーツ協会監事(現任)	-

### 社外役員の状況

当社は社外取締役3名を選任しております。

社外取締役(監査等委員)廣田聡氏との間には、特別な利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)田中実氏との間には、特別な利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)鈴木智也氏との間には、特別な利害関係はありません。なお、鈴木智也氏は当社株式9,400株(保有割合0.08%)を保有しております。

社外取締役は高い独立性を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスにおける、経営の健全性・透明性向上を果たす機能を担っております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針等については特に定めていないものの、取締役会の過半数以上を社外取締役とすることで経営の健全性・透明性向上を果たすことができると考えており、その選任にあたっては、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

(東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準の概要)

次のaからfまでのいずれかに該当している場合におけるその状況等を総合的に勘案する。

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務 執行者
- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 過去においてaからcに該当していた者
- e. 当該会社の主要株主
- f.次の(a)から(c)までに掲げる者(重要でないものを除く)の近親者
  - (a) aからeまでに掲げる者
  - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員とするとき、業務執行者でない取締役、 会計参与を含む)
- (c) 過去において(b) に該当していた者

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

- (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制及び 内部統制システムの整備の状況に記載のとお
- り、情報を共有し、連携体制をとっております。

### (3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、毎月1回の監査等委員会を開催します。当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名(全て社外取締役)により構成されており、重要会議の出席、代表取締役・取締役(監査等委員であるものを除く)・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施します。

また、会計監査人の会計監査の把握や内部補助者及び内部監査との連携を図り、定例会合での情報共有により 監査の実効性確保に努めております。

### 内部監査の状況

内部監査につきましては、監査、報告の独立性を確保したうえで、代表取締役により指名された管理部管理職(1名)が内部監査担当者を兼務しており、また、管理部の監査につきましては、管理部以外の部門の管理職が担当しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務活動が、法令、定款及び諸規定に基づき適切かつ合理的に遂行され、経営目的達成に適切かつ効率的に機能しているかを確認し、監査結果について代表取締役に報告すると共に、業務改善・能率向上のために必要な助言・勧告をしております。

また、監査等委員会委員長と内部補助者、内部監査及び会計監査人との連携を図る事により、監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b.業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 早稲田 宏指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 裕之

c. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務にかかる補助者の構成は公認会計士4名その他9名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主 総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします

有限責任監査法人トーマツについては、会計監査人としての独立性と専門性、監査活動の適切性と妥当性等を評価し、当社の会計監査人として選任しております。

e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の能力・体制、監査計画並びにその遂行状況及び監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

## 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	前連結2	会計年度	当連結会計年度	
区分	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)
提出会社	37,500	-	79,560	-
連結子会社	-	-	-	-
計	37,500	-	79,560	-

その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

### (当連結会計年度)

該当事項はありません。

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

### (当連結会計年度)

該当事項はありません。

## 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案、双方協議し、監査等委員会の同意を得た上で監査報酬を決定しております。

### 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をしております。

### (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を役員規程において定めており、その内容は 取締役(監査等委員であるものを除く)又は監査等委員である取締役の別に株主総会の決議によってその上限を 定め、取締役各個人への配分は取締役会が決定するか、取締役会の一任の決定により代表取締役が行うことと し、また、取締役(監査等委員であるものを除く)各個人への配分は監査等委員会が決定することとしていま す。

当社の役員の報酬に関しては、2017年5月26日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員であるものを除く)については年額300,000千円(固定報酬:150,000千円、変動報酬:150,000千円)、監査等委員である取締役については年額30,000千円以内の範囲内で支給することと決議されております。

また、2019年5月30日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが決議され、上記の報酬限度額とは別枠とし、年額700,000千円以内としております。

### イ.取締役の固定報酬

取締役会において各取締役(監査等委員であるものを除く)個人への配分を決定しております。また、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議で決定しております。

- 口. 取締役(監査等委員であるものを除く)の業績参考給与(賞与) 当事業年度においては、業績参考給与(賞与)の支給はありません。
- ハ.取締役(監査等委員であるものを除く)の株式報酬(ストック・オプションとしての新株予約権による報酬及び譲渡制限付株式報酬)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、ストック・オプションとしての新株予約権による報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、譲渡制限付株式報酬について、譲渡制限期間は10年と定めており、その期間は譲渡を含む処分ができない設計となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額	報酬等	対象となる役員		
役員区分	(千円)	固定報酬	業績参考給与	株式報酬	の員数 (名)
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	87,770	66,000	-	21,770	3
取締役(監査等委員)	6,525	6,525	-	-	4

- (注)1.当社は、2017年5月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
  - 2.株式報酬の金額は当事業年度の費用計上額を記載しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

# (5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的としており、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

純投資目的以外の目的で保有する投資株式はすべて非上場株式であるため、記載を省略しております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	208,506
非上場株式以外の株式	-	-

### (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 ( 千円 )	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

# 第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
  - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
  - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

# 1【連結財務諸表等】

# (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当連結会計年度 (2020年 2 月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 2,741,568	1 1,770,427
受取手形及び売掛金	632,675	547,737
電子記録債権	228,271	141,441
商品	894,250	1,151,118
貯蔵品	9,481	10,715
その他	233,860	190,722
流動資産合計	4,740,108	3,812,161
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	41,628	49,134
減価償却累計額	5,789	13,460
建物及び構築物(純額)	35,838	35,673
工具、器具及び備品	201,130	217,489
減価償却累計額	70,636	114,329
工具、器具及び備品(純額)	130,494	103,160
<del>-</del> その他	5,555	9,778
減価償却累計額	2,515	6,038
その他(純額)	3,039	3,740
有形固定資産合計	169,372	142,573
無形固定資産 無形固定資産		
ソフトウエア	94,220	117,163
その他	509	324
無形固定資産合計	94,729	117,488
投資その他の資産		
投資有価証券	236,184	208,506
長期前払費用	-	272,125
敷金及び保証金	261,615	238,011
繰延税金資産	-	141,154
その他	1,000	2,000
といった。 投資その他の資産合計	498,799	861,797
	762,901	1,121,858
	5,503,010	4,934,020

	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当連結会計年度 (2020年 2 月29日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	152,389	142,569
受託販売預り金	481,965	559,530
短期借入金	2 1,000,000	2 500,000
未払金	478,811	378,177
未払法人税等	3,988	33,084
ポイント引当金	45,044	23,862
その他	123,427	194,249
流動負債合計	2,285,627	1,831,474
固定負債		
繰延税金負債	63,023	-
その他	56,577	15,767
固定負債合計	119,601	15,767
負債合計	2,405,228	1,847,242
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,153,436	1,326,740
資本剰余金	1,931,718	2,105,023
利益剰余金	9,437	246,887
自己株式	391	101,518
株主資本合計	3,094,200	3,083,357
新株予約権	3,581	3,420
純資産合計	3,097,781	3,086,778
負債純資産合計	5,503,010	4,934,020

# 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	6,711,180	8,576,462
売上原価	1 1,539,177	1 2,139,973
売上総利益	5,172,002	6,436,489
販売費及び一般管理費	2 6,152,052	2 6,519,984
営業損失( )	980,049	83,494
営業外収益		
受取利息	33	174
消費税差額	-	25,014
物品売却益	2,956	3,174
受取手数料	109,000	-
その他	12,304	2,079
営業外収益合計	124,294	30,443
営業外費用		
支払利息	145	6,652
為替差損	6,834	15,893
その他	0	2,385
営業外費用合計	6,980	24,932
経常損失( )	862,735	77,982
特別利益		
関係会社株式売却益	397,675	-
その他	25	-
特別利益合計	397,700	
特別損失		
減損損失	-	з 340,704
その他	<u> </u>	27,677
特別損失合計	<u> </u>	368,382
税金等調整前当期純損失( )	465,035	446,364
法人税、住民税及び事業税	5,100	14,137
法人税等調整額	5,729	204,177
法人税等合計	629	190,039
当期純損失( )	464,405	256,324
親会社株主に帰属する当期純損失( )	464,405	256,324

# 【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
当期純損失( )	464,405	256,324
包括利益	464,405	256,324
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	464,405	256,324
非支配株主に係る包括利益	-	-

# 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,103,014	1,881,297	473,843	391	3,457,763
当期変動額					
新株の発行	50,421	50,421			100,842
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			464,405		464,405
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	50,421	50,421	464,405	-	363,563
当期末残高	1,153,436	1,931,718	9,437	391	3,094,200

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	996	3,458,760
当期変動額		
新株の発行		100,842
親会社株主に帰属する当期純損失()		464,405
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,584	2,584
当期変動額合計	2,584	360,978
当期末残高	3,581	3,097,781

# 当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,153,436	1,931,718	9,437	391	3,094,200
当期変動額					
新株の発行	173,304	173,304			346,609
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			256,324		256,324
自己株式の取得				101,127	101,127
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	173,304	173,304	256,324	101,127	10,842
当期末残高	1,326,740	2,105,023	246,887	101,518	3,083,357

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,581	3,097,781
当期变動額		
新株の発行		346,609
親会社株主に帰属する 当期純損失( )		256,324
自己株式の取得		101,127
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	160	160
当期変動額合計	160	11,003
当期末残高	3,420	3,086,778

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	465,035	446,364
減価償却費	89,568	88,232
のれん償却額	1,364	76,484
ポイント引当金の増減額( は減少)	35,339	21,181
受取利息及び受取配当金	33	174
支払利息	145	6,652
関係会社株式売却損益( は益)	397,675	-
減損損失	-	340,704
売上債権の増減額( は増加)	129,627	321,551
たな卸資産の増減額(は増加)	143,824	159,138
仕入債務の増減額( は減少)	244,260	131,573
受託販売預り金の増減額( は減少)	151,803	77,565
未払金の増減額( は減少)	93,779	224,475
その他	74,286	169,416
小計	1,082,741	97,698
	33	174
利息の支払額	145	6,652
法人税等の支払額	73,436	587
法人税等の還付額	-	17,412
 営業活動によるキャッシュ・フロー	1,156,290	108,045
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	130,515	30,301
無形固定資産の取得による支出	41,994	53,891
関係会社株式の取得による支出	803,100	1,000
関係会社株式の売却による収入	1,000,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	119,900	2 398,064
敷金及び保証金の差入による支出	25,090	6,822
敷金及び保証金の回収による収入	13,058	8,005
その他	35,801	-
	143,343	482,073
財務活動によるキャッシュ・フロー		<u> </u>
短期借入金の増減額( は減少)	1,000,000	500,000
自己株式の取得による支出	-	101,127
株式の発行による収入	100,842	20,059
その他	2,584	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,103,427	581,068
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,877	16,045
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	202,084	971,141
現金及び現金同等物の期首残高	2,896,153	2,694,068
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,694,068	1 1,722,927
城並以び城並凹守物以朔本 <b>浅</b> 同	1 2,034,000	1 1,122,321

#### 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

### (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 Misuzu & Co.株式会社

非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 L Investment Tokyo株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、当期純損益及び利益剰余金等は、 連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外してお ります。

### 連結の範囲の変更

2019年3月29日に株式会社モバコレの全株式を取得したため、第1四半期連結会計期間より株式会社モバコレを連結の範囲に含めておりましたが、第2四半期連結会計期間において当社が株式会社モバコレを吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 3.会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

イ 商品

総平均法に基づく原価法 (連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)を採用しております。

口 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に ついては、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年 ~ 18年

工具、器具及び備品 2年~10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウエア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

ポイント引当金

当社の会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

### (4)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生年度に一括償却をしております。

### (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税を適用しております。

### (表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計 基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

### (2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

# (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### (連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 ( 2019年 2 月28日 )	当連結会計年度 ( 2020年 2 月29日 )
現金及び預金	22,500千円	22,500千円
計	22,500	22,500

(注) 銀行信用状発行の担保に供しております。

# 2. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当連結会計年度 ( 2020年 2 月29日 )
当座貸越極度額	1,200,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	1,000,000	500,000
差引額	200,000	1,100,000

### (連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

147,886千円

131,154千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

給料及び手当674,542千円926,049千円荷造運搬費1,215,6631,504,944広告宣伝費2,111,5751,546,619

### 3 減損損失

当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
-	その他	のれん

2019年3月に株式取得にて子会社化した株式会社モバコレの取得時に発生したのれんについて、2019年6月に同社を吸収合併したことにより会員の統合は進んだものの、売上については当初想定を下回ったことにより、将来の収益獲得の不確実性が高まったことから、保守的に将来の回収可能性を検討いたしました。その結果、使用価値を零と評価し当連結会計年度において、のれんの減損損失として全額の340,704千円を特別損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係) 該当事項はありません。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,444,060	5,610,700	-	11,054,760
合計	5,444,060	5,610,700	-	11,054,760
自己株式				
普通株式	190	190	-	380
合計	190	190	-	380

- (注)1.当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
  - 2.普通株式の発行済株式総数の増加5,444,060株は株式分割によるものであります。
  - 3.普通株式の発行済株式総数の増加166,640株はストック・オプションの行使によるものであります。
  - 4.普通株式の自己株式の増加190株は株式分割によるものであります。

## 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分 新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計	
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高(千円)	
提出会社(親会社)	第 5 回新株予約権 (ストック・オプショ ンとしての新株予約 権)	-	-	-	-	-	686
	第 8 回新株予約権 (ストック・オプショ ンとしての新株予約 権)	-	-	-	-	-	2,894
	合計	-	-	-	-	-	3,581

- 3.配当に関する事項
  - (1)配当金支払額 該当事項はありません。
  - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

# 当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,054,760	394,800		11,449,560
合計	11,054,760	394,800		11,449,560
自己株式				
普通株式	380	120,030		120,410
合計	380	120,030		120,410

- (注) 1.普通株式の発行済株式総数の増加394,800株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行350,000株、ストック・オプションの行使による発行44,800株によるものであります。
  - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加120,030株は、取締役会決議による自己株式の取得120,000株、単元未満株式の買取り30株によるものであります。
    - 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権	新株予	当連結会計			
区分	新株予約権の内訳 	の目的となる株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (千円)
(親会社)	第 5 回新株予約権 (ストック・オプショ ンとしての新株予約 権)	-	-	•	-	-	686
	第8回新株予約権 (ストック・オプショ ンとしての新株予約 権)	-	-	-	-	-	2,733
	合計	-	-	-	-	-	3,420

### 3.配当に関する事項

- (1)配当金支払額 該当事項はありません。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

# (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

### 1.現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)				
現金及び預金勘定	2,741,568千円	1,770,427千円				
預入期間が3か月を超える定期預金	47,500	47,500				
現金及び現金同等物	2,694,068	1,722,927				

2. 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに株式会社モバコレを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳及び株式会社モバコレの取得価額と株式会社モバコレ取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	352,809千円
固定資産	6,122
のれん	417,189
流動負債	285,583
固定負債	2,537
取得価額	488,000
現金及び現金同等物	89,935
差引:取得のための支出	398,064

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 ( 2019年 2 月28日 )	当連結会計年度 ( 2020年 2 月29日 )
1年内	414,053	262,281
1年超	-	2,570,361
合計	414,053	2,832,643

### (金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定しており、資金調達については銀行借入金によっております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権及び未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約及び取引基本契約に係るものであり、差入先の債務不履行による信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、受託販売預り金、未払金及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)

営業債権については、顧客毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 支払手形及び買掛金、受託販売預り金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するととも に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,741,568	2,741,568	-
(2) 受取手形及び売掛金	632,675	632,675	-
(3)電子記録債権	228,271	228,271	-
(4) 敷金及び保証金	254,654	255,216	562
資産計	3,857,170	3,857,732	562
(1)支払手形及び買掛金	152,389	152,389	-
(2) 受託販売預り金	481,965	481,965	-
(3)短期借入金	1,000,000	1,000,000	-
(4) 未払金	478,811	478,811	-
(5) 未払法人税等	3,988	3,988	-
負債計	2,117,155	2,117,155	-

### 当連結会計年度(2020年2月29日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,770,427	1,770,427	-
(2) 受取手形及び売掛金	547,737	547,737	-
(3)電子記録債権	141,441	141,441	-
(4) 敷金及び保証金	231,961	232,468	506
資産計	2,691,566	2,692,073	506
(1) 支払手形及び買掛金	142,569	142,569	-
(2) 受託販売預り金	559,530	559,530	-
(3)短期借入金	500,000	500,000	-
(4) 未払金	378,177	378,177	-
(5) 未払法人税等	33,084	33,084	-
負債計	1,613,361	1,613,361	-

### (注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権 これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており ます。

## (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切なレートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)受託販売預り金、(3)短期借入金、(4)未払金、(5)未払法人税等 これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており ます。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式については、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

敷金及び保証金については、無金利の営業保証金等であり、期限の定めがないことにより、返還見込み年数が特定できず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。 なお、これらの連結貸借対照表上の計上額は以下のとおりです。

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当連結会計年度 ( 2020年 2 月29日 )
非上場株式	236,184	209,506
敷金及び保証金	6,961	6,050

# 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 前連結会計年度(2019年2月28日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年超 5 年以内 10年以内 (千円) (千円)		10年超 (千円)
現金及び預金	2,741,568	-	-	-
受取手形及び売掛金	632,675	-	-	-
電子記録債権	228,271	-	-	-
敷金及び保証金	-	254,654	-	-
合計	3,602,515	254,654	-	-

## 当連結会計年度(2020年2月29日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,770,427	-	1	-
受取手形及び売掛金	547,737	-	-	-
電子記録債権	141,441	-	-	-
敷金及び保証金	231,961	-	-	-
合計	2,691,566	-	-	-

# 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 前連結会計年度(2019年2月28日)

1337—114 A 1 1								
	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 ( 千円 )		
短期借入金	1,000,000	-	-	-	-	-		
合計	1,000,000	-	-	-	-	-		

# 当連結会計年度(2020年2月29日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 ( 千円 )	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 ( 千円 )
短期借入金	500,000	•	-	-	-	-
合計	500,000	-	-	-	-	-

## (有価証券関係)

### その他有価証券

前連結会計年度(2019年2月28日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額236,184千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2020年2月29日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額209,506千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

# (ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

# (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 49名	当社従業員 52名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 53名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)	普通株式 144,680株	普通株式 129,040株	普通株式 171,400株
付与日	2012年 8 月28日	2013年10月30日	2014年11月19日
権利確定条件	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2014年8月29日 至 2022年6月28日	自 2015年10月31日 至 2023年8月30日	自 2016年11月20日 至 2024年9月19日

	第4回新株予約権 (自社株式オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社従業員 56名	当社従業員 44名
株式の種類別のストック・オプ ションの数(注)	普通株式 20,000株	普通株式 87,000株	普通株式 92,800株
付与日	2015年 2 月27日	2015年11月27日	2016年 5 月31日
権利確定条件	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	当社がいずれかの金融商品 取引所に上場した日から 3ヵ月を経過した日から 2024年12月27日まで	自 2017年11月28日 至 2025年9月27日	自 2018年6月1日 至 2026年3月31日

- (注) 1.第1回、第2回、第3回、第4回、第6回及び第7回新株予約権の割当時における新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式Aであります。なお、2016年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款が変更されたことに伴い、普通株式Aは普通株式になっております。
  - 2.株式に換算して記載しております。なお、2017年1月4日付で普通株式1株につき20株、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

### (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前	(株)			
前事業年度末		-	-	-
付与		-	-	-
失効		•	-	-
権利確定		-	-	-
未確定残		-	-	-
権利確定後	(株)			
前事業年度末		29,080	21,600	67,800
権利確定		-	-	-
権利行使		21,600	4,000	4,800
失効		-	-	-
未行使残		7,480	17,600	63,000

	第4回新株予約権 (自社株式オプション)	第 6 回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	20,000	38,800	36,600
権利確定	-	-	-
権利行使	-	9,600	4,800
失効	-	600	400
未行使残	20,000	28,600	31,400

<sup>(</sup>注) 2017年1月4日付で普通株式1株につき20株、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を 実施しており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

### 単価情報

		第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第 2 回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	
権利行使価格	(円)	292	438	500	
行使時平均株価	(円)	951	1,087	895	
付与日における公正	な評価単価				
	(円)	-	-	-	

		第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第 7 回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格	(円)	500	625	750
行使時平均株価	(円)	-	1,010	1,244
付与日における公正	な評価単価			
	(円)	-	-	-

<sup>(</sup>注) 2017年1月4日付で普通株式1株につき20株、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を 実施しており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

### 3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単位の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式に基づき算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零として算定しております。

4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5.ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
  - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 54,083千円
  - (2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 24,801千円

#### (追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

- 1.権利確定条件付き有償新株予約権の概要
  - (1) ストック・オプションの内容

	第 5 回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 3名 当社従業員 54名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 408,600株	普通株式 398,000株
付与日	2015年11月27日	2018年 3 月29日
権利確定条件	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。	[第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況]に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2015年11月28日 至 2025年9月27日	自 2019年6月1日 至 2028年5月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

### (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

# ストック・オプションの数

		第 5 回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前	(株)		
前事業年度末		-	387,000
付与		-	-
失効		-	-
権利確定		-	387,000
未確定残		-	-
権利確定後	(株)		
前事業年度末		274,600	-
権利確定		-	387,000
権利行使		-	-
失効		-	13,000
未行使残		274,600	374,000

# 単価情報

		第 5 回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格	(円)	625	1,113
行使時平均株価	(円)	-	-
付与日における公正	な評価単価		
	(円)	•	-

# 2.採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金および資本準備金に振り替えます

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理 します。

#### (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	13,792千円	7,306千円
たな卸資産評価損	73,002	73,030
繰越欠損金 (注)	1,071,801	1,112,466
その他	58,175	61,161
操延税金資産小計	1,216,771	1,253,965
税務上の繰越欠損金に係る評価制引当額 (注)	-	1,028,944
将来減算一時差異等の合計に係る評価制引当額	-	30,384
評価性引当額小計	1,216,771	1,059,328
操延税金資産合計	-	194,637
繰延税金負債		
負債調整勘定	63,023	53,483
操延税金負債合計	63,023	53,483
	-	141,154
	63,023	-

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

前連結会計年度<br/>(2019年 2 月28日 )当連結会計年度<br/>(2020年 2 月29日 )固定資産 - 繰延税金資産- 千円141,154千円固定負債 - 繰延税金負債63,023-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1 年以内 ( 千円 )	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 ( 千円 )	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金	369,880	205,827	163,247	173,845	50,995	148,669	1,112,466
評価制引当額	286,358	205,827	163,247	173,845	50,995	148,669	1,028,944
繰延税金資産	83,522	-	-	1	-	-	83,522

- (注)1.税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
  - 2.税務上の繰越欠損金1,112,466千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産 83,522千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み 等により回収可能と判断した部分について評価制引当額を認識しておりません。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

#### (企業結合等関係)

- 1.取得による企業結合
  - (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業内容 被取得企業の名称:株式会社モバコレ

事業の内容 : 通信販売業

企業結合を行った理由

株式会社モバコレは、主に20代の女性向けファッション商品を取り扱うショッピングサイト「モバコレ」を運営しております。

当社は、「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」できる、靴とファッションのECサイト「LOCONDO.jp」を軸とする「EC事業」、「EC事業」で構築したIT・物流インフラ等を共有・活用した「プラットフォーム事業」、「EC事業」及び「プラットフォーム事業」のサービスを活用し、自社でブランド運営を行う「ブランド事業」を展開しております。

当社のECサイト「LOCONDO.jp」におけるメインユーザーは30代・40代の女性であり、当社が株式会社モバコレの株式を取得することにより、当社がこれまで訴求できていなかったユーザー層への当社サービスの訴求が期待でき、また、株式会社モバコレは当社が提供するプラットフォームサービスを活用することにより、より効率的な事業運営を行うことができ、それぞれの企業価値向上を図ることができると考えております。

企業結合日

2019年3月29日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2019年5月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価現金488,000千円取得の原価488.000千円

(4) 主な取得関連費用の内容及び金額

デュー・デリジェンスに対する報酬等 4,006千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

417,189千円

発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして処理しております。

償却方法及び償却期間

5年間の均等償却を行っております。

#### (5)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	352,809千円
固定資産	6,122
資産合計	358,932
流動負債	285,583
固定負債	2,537
負債合計	288,121

### 2 . 共通支配下の取引等

#### (1)取引の概要

被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称:株式会社モバコレ

事業の内容 : 通信販売業

企業結合日

2019年6月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社モバコレを消滅会社とする吸収合併方式

結合後企業の名称

変更はありません。

その他取引の概要に関する事項

当社は、2019年3月29日にモバコレの全株式を取得し完全子会社化したことにより、モバコレの運営するショッピングサイト「モバコレ」の効果により売上高及び会員数の増加を見込んでおりましたが、「モバコレ」を当社が運営するECサイト「LOCONDO.jp」へ統合することで、「モバコレ」会員のアクティブ率向上を図ることとしました。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準 及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基 づき、共通支配下の取引として処理しております。

### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

当社グループは、靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	EC事業	プラットフォーム事業	ブランド事業	合計
外部顧客への売上高	5,148,647	985,231	577,300	6,711,180

## 2.地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

#### 1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	EC事業	プラットフォーム事業	ブランド事業	合計
外部顧客への売上高	6,609,227	990,333	976,902	8,576,462

#### 2.地域ごとの情報

# (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

# 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当社グループは、靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

当社グループは、靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当社グループは、靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日) 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

#### 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
役員	田中裕輔	ı	1	当社代表 取締役	(被所有) 直接4.5	当社代表取 締役	新株予約権 の権利行使	87,500	ı	-

- (注) 1.2014年11月4日及び2015年11月24日開催の臨時株主総会に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度 における権利行使を記載しております。
  - 2.取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
役員	田中裕輔	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接6.4	当社代表取 締役	譲渡制限付 株式の発行	233,250	-	-
役員	藤樹賢司	-	-	当社取締 役	(被所有) 直接0.6	当社取締役	譲渡制限付 株式の発行	46,650	-	-
役員	田村淳	-	-	当社取締 役	(被所有) 直接0.8	当社取締役	譲渡制限付 株式の発行	46,650	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資です。

### (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり純資産額	279円91銭	272円16銭
1株当たり当期純損失金額( )	42円41銭	22円83銭

- (注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株 当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
  - 2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年 2 月28日)	当連結会計年度 ( 2020年 2 月29日 )
純資産の部の合計額 (千円)	3,097,781	3,086,778
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,581	3,420
(うち、新株予約権(千円))	(3,581)	(3,420)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,094,200	3,083,357
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	11,054,380	11,329,150

# 3.1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり当期純損失金額( )		
親会社株主に帰属する当期純損失金額( ) (千円)	464,405	256,324
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損 失金額( )(千円)	464,405	256,324
普通株式の期中平均株式数(株)	10,949,413	11,228,188

#### (重要な後発事象)

#### 株式の取得

2020年5月7日の取締役会で、株式会社ワールドが保有する株式会社Fashionwalkerの全株式を取得することに関する基本合意書の締結を決議しました。

#### (1)株式の取得の理由

株式会社Fashionwalkerは、「FASHIONWALKER」を中心としたECサイトを運営するECモール事業、自社ECサイトの構築・運営を受託するEC受託事業を展開しております。

当社は、「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」できる、靴とファッションのECサイト「LOCONDO.jp」を軸とする「EC事業」、「EC事業」で構築したIT・物流インフラ等を共有・活用した「プラットフォーム事業」、「EC事業」及び「プラットフォーム事業」のサービス活用し、自社でブランド運営を行う「ブランド事業」を展開しております。

当社のEC事業においてはアパレル領域の強化を目指しており、株式会社Fashionwalkerの運営する事業のうち、ECモール事業を当社グループへ迎え入れることで「LOCONDO.jp」との相乗効果が大きく見込め、当社サービスのより一層の強化及び顧客層の拡大に期待できると判断したことから、本件基本合意に至りました。

なお、株式会社Fashionwalkerが運営しているEC受託事業については、株式会社ワールドグループの会社に継承される予定であり、今回の株式取得の対象事業から除外されます。

### (2) 異動する子会社 (株式会社Fashionwalker) の概要

名							称	株式	会社	Fashi	onwa	lker
所			在				地	東京	東京都港区北青山三丁目 5 番10号			
代	表 者	の	役	職	•	氏	名	代表	代表取締役 中嶋 築人			
事	1	業		内			歇	EC事	EC事業(モール事業及びEC受託事業)			
資			本				盼	5百	万円			
設	立		年		月		П	2019	年12.	月24日	3	
大	株主	及	び	持	株	比	率	株式	会社	ワーノ	レド	100.0%
L	場会	÷∔	L	м.	÷±	_	<b>→</b> ±	資	本	関	係	記載すべき事項はありません。
ح			<i>د</i>		改 関		任係	人	的	関	係	記載すべき事項はありません。
	0)	旧		0)	IX	:1	זמו	取	引	関	係	記載すべき事項はありません。

(注)株式会社Fashionwalkerは、2019年12月24日に設立し、株式会社ファッション・コ・ラボより2020年3月1日を会社分割による事業譲受の効力発生日として事業を開始したため、財政状態の実績値は2020年3月期の1期分のみであり、経営成績の実績値は2020年3月の1ヵ月分の数値となります。

### (3) 取得株式数,取得価額及び取得前後の所有株式の状況

									0株
異	動	前(	D	所	有	株	式	数	(議決権の数:0個)
									(議決権所有割合:0.0%)
HU		<b>/</b> B		+#-		<u>.</u>		*+	100株
取		得		株		式		数	(議決権の数:100個)
取		得			価			額	未定
									100株
異	動	後(	D	所	有:	株	式	数	(議決権の数:100個)
									(議決権所有割合:100.0%)

# (4)日 程

基本合意書締結日	2020年5月7日
株式譲渡契約締結日	2020年 6 月 ( 予定 )
株式譲渡実行日	2020年7月(予定)

# 【連結附属明細表】

# 【社債明細表】

該当事項はありません。

# 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率	返済期限
短期借入金	1,000,000	500,000	0.104	2020年3月~5月
1年以内に返済予定の長期借入金	1	ı	ı	-
1年以内に返済予定のリース債務	1	1	ı	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	ı	ı	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	1	-	-
合計	1,000,000	500,000	-	-

<sup>(</sup>注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

# 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

# (2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 ( 千円 )	2,190,020	4,156,617	6,357,824	8,576,462
税金等調整前四半期(当期) 純損失( )(千円)	182,328	354,364	207,384	446,364
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失( )(千 円)	185,266	354,790	208,434	256,324
1株当たり四半期(当期)純 損失金額( )(円)	16.75	31.82	18.61	22.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失金額	16.75	15.08	12.96	4.23
( )(円)				

# 2【財務諸表等】

# (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

	前事業年度 (2019年 2 月28日)	当事業年度 (2020年 2 月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 2,686,796	1 1,626,347
売掛金	518,825	500,727
電子記録債権	226,846	-
商品	605,564	1,087,724
貯蔵品	9,481	10,715
前渡金	21,914	14,016
前払費用	56,937	84,554
その他	2 313,564	2 265,417
流動資産合計	4,439,928	3,589,502
固定資産		
有形固定資産		
建物	35,838	35,673
工具、器具及び備品	130,494	103,160
その他	3,039	3,740
有形固定資産合計	169,372	142,573
無形固定資産		
商標権	509	324
ソフトウエア	93,943	116,944
無形固定資産合計	94,452	117,269
投資その他の資産		
投資有価証券	236,184	208,506
関係会社株式	120,000	121,000
長期前払費用	-	272,125
敷金及び保証金	258,356	235,035
繰延税金資産	-	163,873
その他	1,000	1,000
投資その他の資産合計	615,540	1,001,540
固定資産合計	879,365	1,261,382
資産合計	5,319,294	4,850,885

負債の部 流動負債 買掛金	32,625	
	32,625	
<b>胃</b> 掛	32,625	
<b>貝川亚</b>		127,136
受託販売預り金	496,848	570,014
短期借入金	з 1,000,000	3 500,000
未払金	455,377	381,174
未払費用	81,322	93,064
未払法人税等	3,561	23,653
前受金	30,067	27,945
預り金	3,992	13,368
ポイント引当金	45,044	23,862
その他	7,450	49,072
流動負債合計	2,156,290	1,809,290
負債合計	2,156,290	1,809,290
_ 純資産の部		
株主資本		
資本金	1,153,436	1,326,740
資本剰余金		
資本準備金	1,053,436	1,226,740
その他資本剰余金	878,282	878,282
資本剰余金合計	1,931,718	2,105,023
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	74,659	292,070
利益剰余金合計	74,659	292,070
自己株式	391	101,518
株主資本合計	3,159,422	3,038,175
, 新株予約権	3,581	3,420
—————————————————————————————————————	3,163,003	3,041,595
自債純資産合計	5,319,294	4,850,885

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	1 6,139,627	1 7,367,858
売上原価		
商品期首たな卸高	466,696	605,564
当期商品仕入高	1,219,597	1,852,238
合計	1,686,294	2,457,802
商品期末たな卸高	605,564	1,087,724
商品売上原価	2 1,080,730	2 1,370,077
売上総利益	5,058,897	5,997,781
販売費及び一般管理費	з 5,960,985	з 6,154,475
営業損失( )	902,088	156,694
営業外収益		
受取利息	1 1,564	1 2,977
物品売却益	2,956	3,174
受取手数料	109,000	-
その他	3,300	1,535
営業外収益合計	116,821	7,686
営業外費用		
支払利息	110	6,499
株式交付費	-	1,947
為替差損	6,834	15,893
その他	<u> </u>	437
営業外費用合計	6,944	24,778
経常損失( )	792,211	173,786
特別利益		
関係会社株式売却益	397,675	-
その他	25	
特別利益合計	397,700	-
特別損失		
減損損失	-	4 340,704
その他	<u>-</u>	30,999
特別損失合計	<u>-</u>	371,703
税引前当期純損失( )	394,511	545,490
法人税、住民税及び事業税	4,672	14,887
法人税等調整額	<u> </u>	163,873
法人税等合計	4,672	178,760
当期純損失( )	399,183	366,729

# 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

	株主資本					
	資本金		資本剰余金			
	<b>員</b> 中並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,103,014	1,003,014	878,282	1,881,297		
当期変動額						
新株の発行	50,421	50,421		50,421		
自己株式の取得						
当期純損失 ( )						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	50,421	50,421	-	50,421		
当期末残高	1,153,436	1,053,436	878,282	1,931,718		

	株主資本						
	利益剰余金				如此又从年	仕次立へ亡	
	その他利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計	
	繰越利益剰余金						
当期首残高	473,843	473,843	391	3,457,763	996	3,458,760	
当期変動額							
新株の発行				100,842		100,842	
自己株式の取得							
当期純損失( )	399,183	399,183		399,183		399,183	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					2,584	2,584	
当期変動額合計	399,183	399,183	-	298,341	2,584	295,756	
当期末残高	74,659	74,659	391	3,159,422	3,581	3,163,003	

# 当事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金					
	貝华並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
当期首残高	1,153,436	1,053,436	878,282	1,931,718			
当期変動額							
新株の発行	173,304	173,304		173,304			
自己株式の取得							
当期純損失( )							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	173,304	173,304	-	173,304			
当期末残高	1,326,740	1,226,740	878,282	2,105,023			

	株主資本						
	利益剰余金						
	その他利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計	
	繰越利益剰余金					1	
当期首残高	74,659	74,659	391	3,159,422	3,581	3,163,003	
当期変動額							
新株の発行				346,609		346,609	
自己株式の取得			101,127	101,127		101,127	
当期純損失( )	366,729	366,729		366,729		366,729	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					160	160	
当期変動額合計	366,729	366,729	101,127	121,247	160	121,408	
当期末残高	292,070	292,070	101,518	3,038,175	3,420	3,041,595	

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価方法
  - (1)子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2.たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品 総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
  - (2) 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法を採用しております。
- 3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年 ~ 18年

工具、器具及び備品 2年~10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウエア 5年

4. 引当金の計上基準

ポイント引当金

当社の会員に対して付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却を行っております。ただし、金額的に重要性のないものについては、発生年度に一括償却をしております。

6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

57,104千円

2,802

#### (貸借対照表関係)

1.担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年 2 月28日)	当事業年度 ( 2020年 2 月29日 )
現金及び預金(注)	22,500千円	22,500千円
計	22,500	22,500

(注) 銀行信用状発行の担保に供しております。

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年 2 月28日)	当事業年度 ( 2020年 2 月29日 )
短期金銭債権	202,274千円	200,883千円
短期金銭債務	14,882	10,483

#### 3. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年 2 月28日)	当事業年度 (2020年 2 月29日)	
当座貸越極度額	1,200,000千円	1,600,000千円	
借入実行残高 1,000,000		500,000	
差引額	200,000	1,100,000	

### (損益計算書関係)

1 関係会社との取引

前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

営業取引による取引高

売上高 69,258千円 営業取引以外の取引による取引高 1,531

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 当事業年度 (自 2018年3月1日 (自 2019年3月1日 至 2019年2月28日) 至 2020年2月29日)

101,344千円 63,383千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度69.0%、当事業年度64.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度31.0%、当事業年度35.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
給料及び手当	598,900千円	778,973千円
荷造運搬費	1,189,987	1,453,075
広告宣伝費	2,111,570	1,545,604
地代家賃	510,891	489,324
ポイント引当金繰入額	35,339	21,181
減価償却費	89,555	88,174

### (有価証券関係)

前事業年度(2019年2月28日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式120,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### 当事業年度(2020年2月29日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式121,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 2 月28日)	当事業年度 (2020年 2 月29日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	13,792千円	7,306千円
たな卸資産評価損	25,797	44,976
未払金	12,489	-
繰越欠損金	1,064,760	1,083,356
その他	35,724	48,541
繰延税金資産小計	1,152,564	1,184,180
税務上の繰越欠損金に係る評価制引当額	-	999,833
将来減算一時差異等の合計に係る評価制引当額	-	20,474
評価性引当額小計	1,152,564	1,020,307
繰延税金資産の純額	-	163,873

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 住民税均等割 評価性引当額の増減 実効税率変更の影響

税効果会計適用後の法人税等の負担率

#### (企業結合等関係)

その他

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (重要な後発事象)

#### 吸収合併

当社は、2020年1月17日開催の取締役会決議に基づき、当社の完全子会社であるMisuzu & Co.株式会社を、2020年3月1日をもって吸収合併いたしました。

#### (1) 吸収合併の目的

当社は、2018年10月1日にMisuzu & Co.株式会社を完全子会社化し、オム二戦略の実現や業務のデジタル効率化、及び収益力の向上を図ってまいりましたが、今回の吸収合併によりさらにこれらの改善を加速させるとともに、ロコンドグループとしてブランド力の向上を図ってまいります。

#### (2) 吸収合併の日程

取締役会決議日 2020年 1月17日

契約締結日 2020年 1 月17日

実施日(効力発生日) 2020年3月1日

なお、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、Misuzu & Co.株式会社においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、それぞれ合併承認株主総会は開催いたしません。

### (3) 吸収合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、Misuzu & Co.株式会社は解散いたします。

#### (4) 吸収合併に係る割当ての内容

完全子会社の吸収合併のため、本合併による株式その他の金銭等の割り当てはありません。

#### (5) 吸収合併の相手会社の概要

名				称	Misuzu & Co.株式会社
事	業		内	容	婦人靴の企画開発、販売
純		資		産	306,077千円
総		資		産	562,672千円
売		上		高	1,205,004千円
当	期	純	利	益	51,282千円

# (6) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準 及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基 づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

### 【附属明細表】

# 【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累 計額
有形固定資産	建物	35,838	8,150	ı	8,315	35,673	13,460
	工具、器具及び備品	130,494	17,928	ı	45,262	103,160	114,329
	その他	3,039	4,222	ı	3,522	3,740	6,038
	計	169,372	30,301	ı	57,100	142,573	133,827
無形固定資産	商標権	509	1	ı	185	324	1,442
	ソフトウエア	93,943	53,891	ı	30,889	116,944	80,033
	のれん	-	403,282	340,704	62,578	-	-
	計	94,452	53,891	340,704	31,074	117,269	81,476

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品

物流倉庫の設備増強

14,574千円

ソフトウェア

E C 基幹システムの増強 30,768千円

2.「のれん」の「当期減少額」は減損損失の金額であります。

### 【引当金明細表】

(単位:千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
ポイント引当金	45,044	23,862	45,044	23,862

# (2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

# (3)【その他】

該当事項はありません。

# 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで		
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内		
基準日	毎年2月末日		
剰余金の配当の基準日	毎年 8 月31日 毎年 2 月末日		
1 単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り			
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		
取次所			
買取手数料	無料		
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しております。 https://www.locondo.co.jp/ir		
株主に対する特典	株主優待制度 (1)対象となる株主様 毎年2月末日現在及び8月31日現在の株主名簿に記載された株主様のうち、1単元(100株)以上保有されている株主様を対象といたします。 (2)優待の内容 1単元(100株)以上保有されている全ての株主様に、当社の運営する 靴とファッションの通販サイト「LOCONDO.jp」でご利用いただける 2,000円分のクーポンを1枚、贈呈いたします。		

- (注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。
  - ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

# 第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

#### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付資料並びに確認書

事業年度 第9期(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)2019年5月31日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書

事業年度 第9期(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)2019年5月31日関東財務局長に提出

### (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第10期第1四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日) 2019年7月12日関東財務局長に提出 第10期第2四半期(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日) 2019年10月15日関東財務局長に提出 第10期第3四半期(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日) 2020年1月14日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2019年6月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく 臨時報告書であります。

2019年6月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

2019年6月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)及び第19条第2項第7号の3 (吸収合併の決定)に基づく臨時報告書であります。

2020年1月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3(吸収合併の決定)に基づく臨時報告書であります。

2020年4月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)及び第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2019年8月1日 至 2019年8月31日)2019年9月13日関東財務局長に提出 報告期間(自 2019年9月1日 至 2019年9月30日)2019年10月7日関東財務局長に提出

### (6)有価証券届出書

有価証券届出書(その他の者に対する割当)及びその添付書類 2019年6月14日関東財務局長に提出

#### (7) 有価証券届出書の訂正届出書

有価証券届出書(その他の者に対する割当)及びその添付書類

2019年6月21日関東財務局長に提出

2019年6月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

EDINET提出書類 株式会社ロコンド(E32966) 有価証券報告書

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年 5 月28日

株式会社ロコンド 取締役会 御中

# 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 宏 印 業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 印 指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 裕之 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロコンドの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロコンド及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年 5 月28日

株式会社ロコンド 取締役会 御中

# 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 印 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロコンドの2019年3月1日から2020年2月29日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ロコンドの2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適 正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。